たちあがろう！
中小業者

大震災からの再建へ

営業と暮らしに役立つ制度

－活用の手引き－

全国商工団体連合会

■発刊にあたって

2011年3月11日発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、町そのものを消失させ、住居、工場、店舗、船、設備、さらには、役所や公的機関の機能さえ奪いました。

東京電力福島第1原発の爆発・破損によって漏れ出した放射能が、その後の経済活動と住民生活に重大な被害と不安を広げています。

地震発生から1カ月という時点で死者・行方不明者は2万7千人を超え、いまだに余震が続く状況です。

民商・全商連は、地震発生の翌日から救援活動を開始し、多くの支援物資と救援募金を被災地の仲間に届け、経営と生活、民商の再建を励ましてきました。

地元の中小業者は未曾有の被害のなかで、「事業を引き継ぐ孫のためにも壊れた設備を元通りにしたい」「新築したての建物がすべて津波で流された。工事代金はもらえない。材料代を払うために融資を申し込んだ」「まず、ワカメの養殖からはじめるか」など、事業再開へ向けて立ち上がり始めています。

一人でも多く、そして、一刻も早く営業と暮らしを再建してほしいとの願いをこめて、この「大震災からの再建へ―営業と暮らしに役立つ制度」を発刊しました。中小業者の営業と暮らしの再建・復興に活用できる公的な制度や国の通達などを中心にまとめたものです。

紹介している制度や施策にはまだまだ不十分なものもあり、実際に活用するなかで改善・拡充させる必要があります。また、地域の実情に沿った独自の支援策もつくらせていく必要があります。「加除式」のファイル形式としたのは、運動によって勝ち取った新たな施策や改善した制度を追録できるようにするためです。

かつてない被害の克服のためには、これまでにない創造的な要求運動が求められています。私たちは、「生きることが優先する」「借りて商売を続けよう」と励ましあい、運動を発展させながら、度重なる危機を乗り越えてきました。

私たちには多くの仲間がいます。「集まって、話し合い、相談し、助け合って、営業と生活を守る」という活動の原点や、「団結こそ何者にも勝る宝である。自らが大きく団結したときこそ、中小業者の切実な要求を実現できる」など、民商・全商連の3つの理念をはじめ、絶えず運動の基本に立ち返ることが重要です。

この冊子が、積極的な相談活動に生かされ、被災した中小業者・住民の営業と生活、地域の再建・復興、そして、組織の強化に役立てていただければ幸いです。

2011年4月

全国商工団体連合会

〈目　　次〉

「り災証明」の申請をしましょう ……7

〈1〉 くらしの再建のために

〔1〕生活資金・生活再建資金への支援

●世帯主等が死亡、重度の障害を負った場合、弔慰金等が支給されます ……9

世帯主等が死亡した場合 → 災害弔慰金 ……9

重負傷や疾病による障害がでた場合 → 災害障害見舞金 ……10

●最低生活の保障を求めることは国民の当然の権利です ……17

支援金が支給されます → 被災者生活再建支援制度 ……17

生活費を借り入れることができます ……22

→ 災害援護資金 ……22

→ 生活福祉資金 ……22

→ 母子寡婦福祉資金 ……33

生活保護を受けることができます ……34

〔2〕医療機関の受診への支援

被保険者証なしで受診できます ……37

窓口負担の支払いは猶予又は免除されます

〔3〕税金・国保料などの支払いの猶予・免除ができます

●国税について

1、国税の申告・納付期限が延長されます ……38

2、「納税の猶予」をうけることができます ……38

3、4月22日の振替納税の延期 ……39

4、借入れ等に必要な納税証明書の交付について ……39

5、所得税の全部又は一部が軽減できます ……39

6、予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など ……40

7、法人税の還付、固定資産税の減免、登録免許税の免除 ……40

●地方税について

8、地方税も申告・納付等の期限が延長されます ……40

■災害に関する主な税務上の取扱いについて（国税庁ＨＰより） ……42

9、国保料（税）・介護保険、社会保険料の減免・猶予 ……43

・国保料(税)の減免や納期限の延長を行うことができます　……43
・介護保険について　……43
・保険者証を持っていなくてもサービスを受けることができます
・介護サービスの利用料等の支払いを当面猶予されます
●国民年金保険料の免除を行うことができます　……44
●社会保険手続関係　……48
●雇用対策関係　……48
●公共料金（ＮＨＫ・電気・ガス・水道料金等）の免除等があります…49

〔4〕労働保険について

●労働保険料等の納期限の延長、納付の猶予をすることができます　…52
●災害により事業を休業していても
従業員に休業手当を支払った場合、補助をうけることができます
従業員をやめさせなくても失業給付の支給をうけることができます
●仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合、労災保険給付をうけることができます

〈2〉 住まいの再建のために

●住宅の全壊などの被害を受けた世帯に支援金が支給されます　……60
被災者生活再建支援制度　……17

●公営住宅への入居や住宅の応急処理などの現物支給　……60
応急仮設住宅への入居　……60
公営住宅への入居　……60
特定優良賃貸住宅等への入居　……60
住宅の応急修理制度　……61

●融資をうけることができます　……61
生活福祉資金（住宅の補修等）　……23
母子寡婦福祉資金（住宅資金）　……33
災害復興住宅融資　……62

〈3〉 経営の再建のために

1、借入金の「返済猶予など既往債務の条件変更」を金融機関に申し入れましょう
政府が「特別相談窓口」などを設けていますので、相談しましょう …66

2、リース契約の「リース代の支払いの猶予」を申し入れましょう ……66

3、建設業許可・経営事項審査の有効期限が延長されています ……66

4、中小企業向け融資・資金繰り支援制度を活用しましょう ……74
※全国の中小企業者が対象です
セーフティネット保証（5号） ……81
セーフティネット貸付（日本公庫・沖縄公庫） ……80

※災害による被害をうけた中小企業者が対象です
災害関係保証の発動 ……79
「災害復旧貸付」の実施と金利引下げ（日本公庫・沖縄公庫）…78

※災害による被害をうけ、特定の制度を利用している事業者が対象です
小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長 ……74
小規模企業共済に係る救済措置と「災害時貸付」の拡充 ……74
中小企業倒産防止共済に係る救済措置 ……74
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助 ……83
※理美容・クリーニング等の生活衛生関係営業者の方の融資についても、相談窓口の設置や日本公庫の金利引き下げ等が行なわれています ……85

5、商店街の機能回復にむけた取り組みを国が支援する事業があります ……86

6、仕事確保について
・中小企業庁関係 ……83
・国土交通省関係 ……84

〈4〉 債務返済が困難になった場合のために

Q1. 自宅のローンが相当額残っていますが、地震で自宅が全壊してしまいました。その上、年齢のこともあり廃業することにしましたので、現在収入が全くありません。

このような状態ではローンを返せません。どうしたらよいでしょうか。

A1・〈解説〉 ……99

Q2. 自宅のローンとその他に借入れがあります。幸い地震で自宅が損傷するということはありませんでしたが、事業所が大きな被害を受けて当面、休業しようと思います。

さしあたり、なにかアルバイトでもあればそれをと考えていますが、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

A2.・〈解説〉 …101

Q3. 既存住宅ローンの金利の減免、支払猶予

地震で家屋が倒壊、損傷したのですが、住宅ローンが残っています。地震で収入は減り、復旧費等支出がかさむのですが、既にある住宅ローンについて、金利の減免や支払の猶予をしてもらうことはできるのですか。

A3・〈解説〉 …104

★子どもたちのくらし・教育――――――★ ……105

【資料】

＊各地の制度融資 ……108

＊政府への要請 ……110

＊チラシ・ニュース ……121

「り災証明」の申請をしましょう

「罹(り)災証明書」とは、市町村が、住宅などの損傷の状況を調べ、被害を受けたことを証明するものです。支援金の支給、税の減免や融資を申し込む際に必要となります。

●市町村（支所）の窓口で「申請書」に記入して申し込みます。早めに申請しましょう。
●印鑑や身分証明書などが必要な場合があります。ない場合はそのことを伝えて、相談しましょう。
＊証明を取るまで１カ月ほどかかることがあります。
●証明は住居・建物だけでなく生産設備、商品の被災にも発行できます。

●窓口：市町村（支所）、消防防災課等
●必要とするもの（市町村により異なります）
・「印鑑」
・身分証明書（保険証・運転免許証など）
・「被害状況のわかる写真」や「修繕等に要した代金の領収書(見積書)」等
※政府はり災証明手続きを大幅に緩和し、被害認定が迅速に行われるよう、各都道府県に事務連絡をしています。

しかし実際には住家などが中心になっています。被害の実態を明らかにして、制度を活用する権利を主張することが大切です。

民商にご相談ください。

「建物に限ったものではなく、確認の範囲で、それ以外についても発行している」（総務省自治行政局行政課）。

●融資の申し込みで、「り災証明書」を求められた場合は「り災証明書は取得中、後日提出する」と説明しましょう。
●内閣府は、３月３１日に事務連絡を発出し、簡便な調査方法により、被害認定の迅速化を図るよう指示しています。

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」

１、津波による住家被害（第１次調査）

①まずは、航空写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認。
②流失した住家については、全壊と判定。
③流失しなかった住家について、「住家被害認定調査票　津波　第１次」（別添１）を参考に、概観の目視調査だけで、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害の程度を判定。

（別添１）の概要

家屋流失、概ね１階天井まで浸水：「全壊」
床上浸水概ね１㍍：「大規模半壊」、床上浸水：「半壊」、床下浸水：「一部損壊」

２、地震による住家（第１次調査）

「このたびの未曾有の災害にあたって、…さらなる簡素化を図り、以下のとおり実施する」

①住家被害認定調査損害割合イメージ図（別添）により、被災した住家のやめ、壁及び基礎の外観目視調査を行い、住家の損害割合を算定し被害の程度を判定。

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」
〈参考２〉迅速に被災者支援を実施するための措置

１．り災証明書の発行手続の迅速化

本事務連絡に基づく住家被害認定調査の簡便化により、り災証明書発行手続の迅速化が図られる。

なお、り災証明書は、被災者生活再建支援制度をはじめとする各種被災者支援制度において、適用の判断材料として使われている。

（過去の災害において、り災証明書を判断材料とした被災者支援制度）

給付：被災者生活再建支援金、義援金

融資：（独）住宅金融支援機構の災害復興住宅融資、災害援護資金

減免・猶予：税、社会保険料、公共料金

現物支給：災害に係る住宅の応急修理、公営住宅等の一時的な入居、応急仮設住宅の供与

２．公営住宅の一時受け入れのための被災証明

福島県からの避難者が公営住宅への一時的な入居等のサービスを受ける際に必要な「り災証明書」については、社会的インフラストラクチャーの破壊や原発事故に伴う避難指示による避難者であることを証明する「被災証明書」により、受け入れ市町村において同様の取り扱いがなされるよう、被災者生活支援特別対策本部及び総務省から各都道府県等に対し要請している。

なお、福島県以外の県について「被災証明書」等が発行された場合の取り扱いについては、現在検討中である。

３．被災者生活再建支援法

（１）写真添付による申請受付

被災者生活再建支援法の支援金の支給申請の添付書類として、り災証明書が必要であるが、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって申請を受け付けることも可能。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

（２）長期避難世帯の認定

沿岸部で大津波により地域・集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたような地域については、被災者生活再建支援法の「長期避難世帯」に該当する。

長期避難世帯に認定された場合、当該地域の被災世帯は、住家の被害の程度に関わらず、全壊世帯と同様最大３００万円の支援を受けることができる。

長期避難世帯が被災者生活再建支援金の申請を行う場合、市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」を添付すれば足り、「り災証明書」の添付は不要。

〈1〉 くらしの再建のために

地震と津波により、住宅も工場、店、機械や車もすべて流された。大切な一家の働き手や家族を失った方。さらに、東京電力の原発事故により、突然、避難地域に指定された方は、再び我が家に戻れるのか、不安な毎日を過ごされていることでしょう。

そんなときこそ、隣近所で、民商の仲間で集まって、思いを出し合いましょう。全国には「苦しいときこそ力になろう」という民商の仲間が大勢います。

日本国憲法は、どこにいても、どんな時でも最低限度の生活を保障しています。それを求めるのは国民の当然の権利です。くらしの再建のために活用できる制度や、負担を軽くする減免制度を紹介します。実態を訴え、支援制度を拡充させましょう。

〔1〕生活資金・生活再建資金への支援

●世帯主等が死亡、重度の障害を負った場合、弔慰金等が支給されます

【対象災害】自然災害
- １市町村において住居が５世帯以上滅失した災害
- 都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
- 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
- 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

災害弔慰金：死亡された方のご遺族に支給されます。

【対象】災害により死亡した方のご遺族（住民登録・外国人登録のある方）
支給の範囲と順位：①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母

【内容】生計維持者が死亡した場合：500 万円
その他の家族が死亡した場合：250 万円

【問合せ先】市町村

【必要な書類】（例：仙台市）
- 災害弔慰金に係る受領申出書（様式 1）
- 口座振込依頼書（様式 2）
- 受領される方の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等）
- 死亡診断書（検案書）等の写し
- 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）

※上記支給順位の１から５に該当する方が、亡くなられた方と別世帯だった場合は（上記に加えて）生計同一に関する申立書（様式 3）

※申請書の配布は各区保健福祉センター管理課でも行います（土・日・祝日は除く）。

支給までは早くても２カ月程度かかります。

災害障害見舞金：重度の障害がでた方に支給されます。

【対象】災害により負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害がでた場合

【内容】生計維持者が重度の障害を受けた場合：250 万円を超えない範囲
その他の家族が重度の障害を受けた場合：125 万円を超えない範囲
（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）など

【問合せ先】災害弔慰金と同じ

【必要な書類】　（次頁参照：仙台市の案内文書）

＊各自治体で独自に「災害見舞金」の支給を定めている場合があります。

（問い合わせ先：市町村、社会福祉協議会等）

災害障害見舞金のご案内

1．災害障害見舞金の内容

平成２３年東北地方太平洋沖地震による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。

・生計維持者が重度の障害を受けた場合・２５０万円
・その他の方が重度の障害を受けた場合・１２５万円

2．対象となる方

災害により下記の障害を負った方です。

① 両眼が失明したもの
② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
⑥ 両上肢の用を全廃したもの
⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
⑧ 両下肢の用を全廃したもの
⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3．ご提出いただく書類

□ 診断書（指定様式）
※指定医による記入が必要です。健康福祉局社会課（電話 022-214-8158）にご確認ください。
□ 災害障害見舞金に係る受領申出書（様式１）
□ 口座振込依頼書（様式２）
□ 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字されたページ）

4．注意事項

・「当該障害に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣がさだめるもの」が支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）
・後日、電話等で状況を確認させていただく場合があります。
・お申込から支給までは早くても２ヶ月程度かかります。振込予定日は通知いたします。

5．書類の提出先・お問い合わせ先

場　　所：仙台市役所本庁舎８階ホール　被災者支援相談窓口
（仙台市青葉区国分町三丁目７番１号）
電　　話：022－214－3805
受付時間：（窓口）9：00～16：30　（電話）9：00～17・00　※4月中は土日祝日も開設
（郵送の場合の送付先）
〒980-8671　仙台市健康福祉局社会課（郵便番号と宛名だけで届きます）

※提出書類の配布は各区保健福祉センター管理課でも行います。（土日祝日は除く）

様式　1

災害障害見舞金に係る受領申出書

（仙台市災害弔慰金の支給等に関する条例）

負傷された方	住所			
	氏名		生年月日	T・S・H　年　月　日
	負傷された場所			
	状　況	建物倒壊により　津波により　**業務中（はい　・　いいえ）** その他（　　）		

被災時の世帯状況	続柄	氏　名	住　所	扶養の有無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無

仙台市（区）長　あて

災害障害見舞金の受領を行うことを申し出ます。

被災時、生計維持者であった。　（　はい　・　いいえ　）

平成　　年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（連絡先住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

仙台市が災害障害見舞金支給にかかる調査を行うため必要な範囲で住民基本台帳・戸籍・所得確認・国民健康保険に係る情報、被災証明書（市外で被災された場合）を閲覧、公用請求することに同意します。

平成　　年　　月　　日

（自筆署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入例①

様式　1

災害障害見舞金に係る受領申

（仙台市災害弔慰金の支給等に関する条例）

被災時の住所をご記入くださ

負傷された方	住所	仙台市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号		
	氏名	〇〇　〇〇	生年月日	T・(S)・H〇〇年〇〇月〇〇日
	負傷された場所	〇〇市〇〇町〇〇		
	状　況	(建物倒壊により)　津波により　業務中（(はい)　・　いいえ） その他（		

どちらかに丸をつけてくだ

被災時の世帯状況	続柄	氏　名	住　所	扶養の有無
	妻	〇〇　〇〇	〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号	(有)・無
	子	〇〇　〇〇	同上	(有)・無
	子	〇〇　〇〇	同上	(有)・無
				有・無
				有・無
				有・無

仙台市（区）長　あて

災害障害見舞金の受領を行うことを申し出ます。

被災時、生計維持者であった。　（(はい)・　いいえ　）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住　所　〇区〇〇〇〇丁目〇番〇

住所地と別の場所で生活している場合記入してください

（連絡先住所）　〇県〇〇町〇〇番〇

氏　名　〇〇　〇〇　印

状況確認のため連絡を差し上げる場合があります。連絡可能な番号をご記入ください

電　話　090-●●●●-●●●●（子△△の携帯）

仙台市が災害障害見舞金支給にかかる調査を行うため必要な範囲で住民基本台帳・戸籍・所得確認・国民健康保険に係る情報、被災証明書（市外で被災された場合）を閲覧、公用請求することに同意します。

ご確認の上、ご署名願います

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（自筆署名）　〇〇　〇〇

記入例②

様式　2

口　座　振　込　依　頼　書

金　額	金	記入しないで下さい ※仙台市記入欄	円

平成２３年東北地方太平洋沖地震に係る災害障害見舞金として
標記金額の下記口座への振込を依頼します。
〔災害弔慰金の支給等に関する条例〕

金融機関	○○○						銀行・農協 金庫・組合
支店名	○○○						支店 店
預金種別	普通・当座						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
（フリガナ） 口座名義	●●●● ●●● ○○ ▲▲						

受取人名義の口座を記入してください

平成○○年○○月○○日

（あて先）仙台市（区）長

住　所　　○区○○○○丁目○番○

受取人

氏　名　　○○ ▲▲　　印　　印

様式　2

口　座　振　込　依　頼　書

金　額	金								円

平成２３年東北地方太平洋沖地震に係る災害障害見舞金として
標記金額の下記口座への振込を依頼します。
〔災害弔慰金の支給等に関する条例〕

金　融　機　関	銀行　・　農協 金庫　・　組合						
支　　店　　名	支店 店						
預　金　種　別	普　通　　・　　当　座						
口　座　番　号							
（フリガナ） 口　座　名　義							

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市（区）長

住　所

受取人

氏　名　　印　　印

診　　断　　書

氏　　名		生年月日	年　月　日	性別	男・女
傷　病　名			負傷・発病 年　月　日	年	月　日
障がいの部位			初診年月日	年	月　日
既　往　症		既存障がい		治ゆ年月日	年　月　日

療養の内容及び経過	
障がいの状態の詳細	（図で示すことができるものは図解すること。）

関節運動範囲	種類範囲										
部位											
		右									
		左									
		右									
		左									
		右									
		左									

上記のとおり診断します。

年　月　日

病院又は診療所の

郵便番号＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診療担当者
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

●最低生活の保障を求めることは国民の当然の権利です

支援金が支給されます

被災者生活再建支援制度のご案内

1．被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、平成 23 年東北地方太平洋沖地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の２つの支援金が支給されます。

2．対象となる被災世帯

仙台市内に居住の世帯で、震災により、

(1)住宅が全壊した世帯
(2)住宅が大規模半壊した世帯
(3)住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
(4)敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

3．支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位 万円）

区　分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法		計A＋B
複数世帯（世帯の構成員が複数）	全壊世帯	１００	建設・購入	２００	３００
			補　修	１００	２００
			賃　借	５０	１５０
	大規模半壊世帯	５０	建設・購入	２００	２５０
			補　修	１００	１５０
			賃　借	５０	１００
単身世帯（世帯の構成員が単数）	全壊世帯	７５	建設・購入	１５０	２２５
			補　修	７５	１５０
			賃　借	３７　５	１１２　５
	大規模半壊世帯	３７　５	建設・購入	１５０	１８７．５
			補　修	７５	１１２．５
			賃　借	３７　５	７５

※　住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

※　加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

4．申請期限

基礎支援金　　平成２４年４月１０日まで（災害のあった日から１３ヶ月の間）
加算支援金　　平成２６年４月１０日まで（災害のあった日から３７ヶ月の間）

裏面につづく

5．申請に必要な書類

（A 基礎支援金）

・全ての世帯

① **被災者生活再建支援金支給申請書**

② **り災証明書**（各区役所固定資産税課で発行　※火災被害の場合は各消防署で発行）

③ **住民票の写し**または**外国人登録原票記載事項証明書**（世帯全員のもの）

④ **振込口座の通帳の写し**
（金融機関名、取引店名、種目、口座番号、世帯主名義「フリガナ名」が印字された部分）

・住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）

⑤ **滅失登記簿謄本**

・敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）

⑤ **滅失登記簿謄本**

⑥ **敷地被害を証明する書類**（敷地の修復工事の契約書等の写しなど）

（B 加算支援金）

・全ての世帯

⑦ **住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写し**

6．その他留意事項

・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります（住宅の所有者が実際に居住していない場合は対象となりません）。

・基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。

・加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、２回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります（２回目に「補修」で申請する場合も同様）。

・申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

7．支援金の支給

申請書は、仙台市での受付後、宮城県を経由して、本制度の実施機関である「財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）」に送付され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含みます）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続の対象とはなりません）。

8．申し込み先・お問い合わせ先について

場　　所：仙台市役所本庁舎８階ホール　被災者支援相談窓口
（仙台市青葉区国分町三丁目７番１号）

電　　話：022-214-3805

受付時間：（窓口）9:00～16:30　（電話）9:00～17:00　※４月中は土日祝日も開設

（郵送の場合の送付先）
〒980-8671　仙台市健康福祉局社会課（郵便番号と宛名だけで届きます。）

※　申請書の配布は、各区保健福祉センター管理課でも行っています。（土日祝日は除く）

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

平成　　年　　月　　日

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長　殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号

（世帯主以外の方が申請する場合はその理由：）

Ⅰ　被災時の世帯の状況について記入してください。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（　単数　・　複数　）

②世帯主の氏名		よみがな	

③被災した住宅の住所	〒

Ⅱ　被災世帯の現在の住所等を記入してください

現在の住所	〒
電話番号	（　　）

Ⅲ　世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名		支店名等		種別	口座番号							
				普通・当座・その他								
ゆうちょ銀行	記号						番号							

Ⅳ　住宅の被害程度を○で囲んでください（被災日：平成23年3月11日）

被害状況 （全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難）

（半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：）

V

(1) 申請する起訴支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。

区分	今回申請(A)		受給済み(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票　預金通帳の写し り災証明書 その他(　　)
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

申請額(A-B):
万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区分	今回申請(C)		受給済み(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他(　　)
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

申請額(C-D):
万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。

注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村役場記入欄
(災害名) 平成23年 東北地方太平洋沖地震

＜記載例（全壊、建設・購入の場合）＞

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

平成 23年　　月　　日

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長　殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名　　仙台　花子

支給番号

（世帯主以外の方が申請する場合はその理由：世帯主が入院中のため）

Ⅰ　被災時の世帯の状況について記入してください。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（　単数　・　(複数)　）

②世帯主の氏名	仙台　太郎	よみがな	せんだい　たろう

③被災した住宅の住所	〒982-8601 仙台市太白区○○町１－１

Ⅱ　被災世帯の現在の住所等を記入してください

現在の住所	〒980-8671 仙台市青葉区国分町３丁目７－１
電話番号	０２２　（　２１４　）　○○○○

Ⅲ　世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
○○銀行	○○支店	(普通)・当座・その他	１２３４５６７８９

ゆうちょ銀行	記号						番号								

Ⅳ　住宅の被害程度を○で囲んでください（被災日：平成23年3月11日）

被害状況 (全壊)・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難）	（半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

＜記載例（全壊、建設・購入の場合）＞

Ⅴ

（1）申請する起訴支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

（初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。

区分	今回申請（A）		受給済み（B）		備考（添付書面等）
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	(100万円)	75万円			(住民票) (預金通帳の写し)
解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円			(り災証明書)
長期避難	100万円	75万円			その他（　　）
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

申請額（A-B）：
100 万円

（2）申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区分	今回申請（C）		受給済み（D）		備考（添付書面等）
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	(200万円)	150万円			(契約書の写し)
補修	100万円	75万円			その他（　　）
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

申請額（C-D）：
200 万円

注1）備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで（その他の場合は書面名も記入して）ください。

注2）それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村役場記入欄
（災害名） 平成23年 東北地方太平洋沖地震

●生活費を借り入れることができます

災害援護資金：世帯主が負傷又は住居、家財に被害を受けた場合、世帯主に貸し付けを行います。（所得制限があります）

【対象】以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

①世帯主が災害により負傷し，その療養に要する期間が概ね１カ月以上。

②家財の１/３以上の損害。

③住居の半壊又は全壊・流出。

【内容等】（21 頁参照：仙台市の案内）

生活福祉資金：金融機関等からの借り入れが困難な世帯に、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けます。

＊災害時の貸付として福祉費、緊急小口資金があります。その他、総合支援資金、教育支援資金、生業費、住宅支援費などもあります。(26 頁参照)

【対象】低所得世帯（市町村民税非課税程度）、障害者世帯、高齢者世帯（次頁参照）。但し、災害援護資金の対象となる世帯は適用除外です。

【内容】●福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

貸付限度額	150万円（目安）
貸付利率	連帯保証人あり：無利子、なし：年 1.5%
据置期間	６カ月以内
償還期間	７年以内（目安）

●緊急小口資金：特例で 20万円に拡大

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	２カ月以内
償還期間	８カ月以内

＊生活福祉貸付（緊急小口資金）の特例貸付について

政府は貸付対象を被災世帯に拡大、特別な場合は貸付上限を 20 万円以内、据置期間、償還期限を延長する特別措置をとりました。(24 頁参照)

【問合せ先】市町村・都道府県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付について

1　特例措置の概要

通常は、低所得世帯に当座の生活費の貸付を行う緊急小口資金（生活福祉資金貸付の資金種類の一つ）について、今回の震災被害の甚大さに鑑み、被災世帯もその貸付対象に含める等の特例措置を講ずる方針を示したところ。　（3月11日各都道府県宛に通知）

○　特例措置の内容

	本　　則	⇒	特例措置
貸付対象	低所得世帯		被災世帯（低所得世帯に限らない）
貸付上限	１０万円以内		１０万円以内（特別な場合※２０万円以内）
据置期間	２月以内は返済なし		１年以内は返済なし
償還期限	据置期間経過後８月以内		据置期間経過後２年以内
貸付利子	無利子		無利子
連帯保証人	不要		不要

※特別な場合
（１）世帯員の中に死亡者がいるとき。
（２）世帯員に要介護者がいるとき。
（３）世帯員が４人以上いるとき。
（４）重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。

○　実施主体：各都道府県社会福祉協議会（受付窓口は各市町村社会福祉協議会）

※　国庫負担あり

2　実施状況（3月24日現在）

○　避難者を受け入れている埼玉県、東京都をはじめ、北海道、青森県、栃木県、長野県、千葉県等、３０の都道府県社会福祉協議会において申込を受付け、資金交付を実施。

○　東北３県の状況
- 岩手県社協は、3月16日(水)から受付を開始し、22日(火)より貸付を実施。
- 宮城県社協は、近日中に受付開始予定。（仙台市内２～３か所予定）
- 福島県社協は、準備を進めているが開始日は未定。

生活福祉資金貸付制度の概要等

（セーフティネット支援対策等事業費補助金にて実施）

制　度　概　要

【創設年度】

昭和30年度

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

低所得世帯 ・・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯・・・・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

高齢者世帯・・・・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

【貸付資金の種類】

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

【貸付金利子】

- 連帯保証人を立てた場合　　無利子
- 連帯保証人を立てない場合　年1.5%

［①教育支援資金、緊急小口資金は無利子
②不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率］

貸付手続き等の流れ

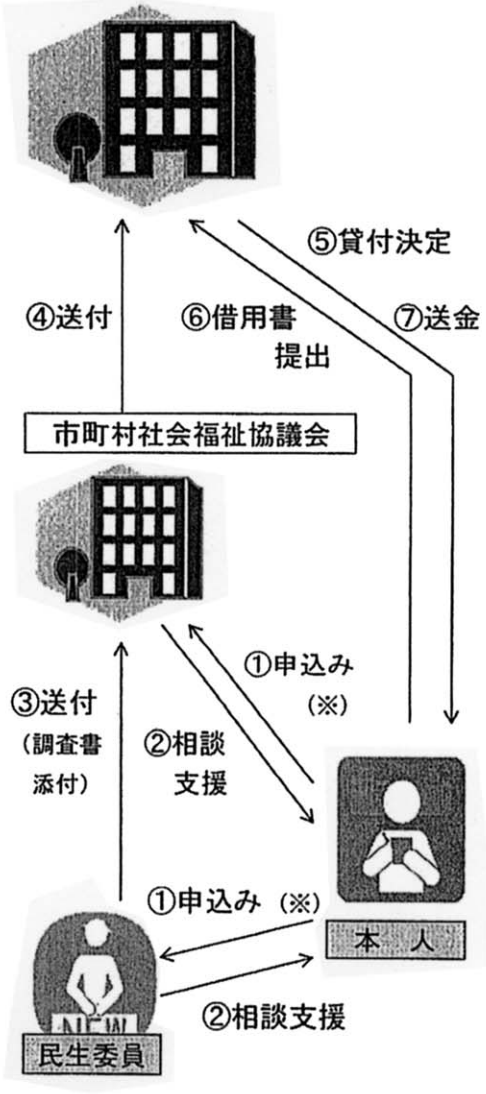
○補助金の流れ

（補助）貸付原資2/3又は3/4、事務費1/2

国 → 都道府県

（補助）貸付原資 事務費

○貸付手続きの流れ



※　総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込

※　福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込

■生活福祉資金貸付条件等一覧(抜粋)　※制度の一部です。詳しくは民商にお尋ねください

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	返済期限	貸付利子	保証人
福祉資金	福祉費	・生業を営むための費用	460万円	6月	20年	保証人あり:無利子 なし 年1.5%	原則必要。ただし、保証人なしでも貸付可
		・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年		
		・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年		
		・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年		
		・その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年		
		※上記以外にも「技能習得」「福祉用具等の購入」「冠婚葬祭」「住居の移転等」に必要な経費などがあります。	※上記は目安であり、個別の状況により福祉費の範囲内(上限額580万円以内、据置期間6月、償還期間20年以内)で貸付可能。				
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内 (単身)　月15万円以内 ・貸付限度:12月分以内	最終貸付日から6月以内			
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費でまかなうことが困難である費用 就職・転職を前提として技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費　等	60万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり:無利子 なし 年1.5%	原則必要。ただし、保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内				
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専・短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	世帯内で連帯借受人が必要
	就学支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				

仙台市災害援護資金貸付のご案内

申込期間：平成23年4月18日(月)～6月30日(木)まで

1．災害援護資金貸付の内容

平成23年東北地方太平洋沖地震により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活立て直しのための資金の貸し付けを行います。

2．対象となる世帯（(1)～(3)に該当する世帯）及び貸付限度額

(1)　被災日（3月11日）現在で、仙台市内に居住の世帯

(2)　次の損害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯

損害の種類・程度 及び貸付限度額	家財及び住居に損害のない場合	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	住居が半壊・大規模半壊の場合	住居が全壊の場合	住居の全体が滅失・流失の場合
世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円 (350万円)	350万円
世帯主におおむね1か月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円

(住居の損害について)

・被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、(　　)内の金額となります。

・住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

(世帯主の負傷について)

・宮城県内での震災による負傷が対象となります。

(3)　世帯の平成21年分の総所得が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円
総所得額※	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

※　総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

3．貸付条件

利率	据置期間	償還期間
年3％ (据置期間中は無利子)	3年 (特別の事情がある場合は5年) ※1	10年 (据置期間を含む)
償還方法		**連帯保証人** ※2
年賦　または　半年賦	元利均等償還（繰上償還可）	1名必要

※1「特別な事情」について

被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

※2「連帯保証人」の要件について

(1)能力者であること。
(2)弁済の資力を有すること。
(3)原則として仙台市内に居住している方であること。
(4)借入申込人と同一世帯の方でないこと。
(5)連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借入申込人でないこと。
(6)連帯保証人は、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと。

裏面につづく

4．申し込みについて

(1)　**申 込 人**　　被害を受けた世帯の世帯主（主としてその世帯の生計を維持する方）

(2)　**必要書類**　　**（○：必ず必要な書類　△：状況により必要な書類）**

申し込みに必要な書類※	申込人	連帯保証人
①災害援護資金借入申込書（所定のもの）	○	
②住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 ・被災の日の後、仙台市外に転出している場合に必要です。 なお、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものが必要です。	△	△
③平成21年分所得証明書（他市町村発行） ・平成21年1月1日現在、仙台市外に住民登録をしていた場合に必要です。 なお、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものが必要です。	△	△
④平成22年分給与所得の源泉徴収票または所得税確定申告書の控え		○
⑤診断書 ・世帯主に１か月以上の負傷がある場合に必要です。	△	
⑥り災証明書（各区固定資産税課で発行　※火災被害の場合は各消防署で発行） ・住居に半壊以上の被害がある場合に必要です。	△	
⑦保護証明書（各区福祉事務所で発行） ・生活保護受給世帯の場合に必要です。	△	

※　被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

5．審査について

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

6．貸し付けの決定及び借用書等の提出について

(1)審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付承認通知書」をお送りします。不承認となった場合は「貸付不承認通知書」をお送りします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、おおむね１か月程度かかります。

(2)貸し付けの決定を行った方には、あらためて窓口までお越しいただき、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「貸付承認通知書」にてご連絡させていただきます。

貸し付けの決定後に必要な書類	
①借用書（所定のもの）	②預金口座振替依頼書及び通帳のコピー （貸付金の振込口座となるもの）
③印鑑証明書（借受人のもの）	④印鑑証明書（連帯保証人のもの）

7．貸付金の振り込みについて

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてから、２～３週間後となります。

8．申し込み先・お問い合わせ先について

場　　所：仙台市役所本庁舎８階ホール　被災者支援相談窓口
（仙台市青葉区国分町三丁目７番１号）

電　　話：022-214-3805

受付時間：（窓口）9:00～16:30　（電話）9:00～17:00　※４月中は土日祝日も開設

（郵送の場合の送付先）

〒980-8671　仙台市健康福祉局社会課（郵便番号と宛名だけで届きます。）

※　申込書の配布は、各区保健福祉センター管理課でも行っています。（土日祝日は除く）

申込期間：平成 23 年４月 18 日（月）～６月 30 日（木）（当日の消印有効）

（第５条関係）

災害援護資金借入申込書（仙台市）

※印欄は記入しないでください。

※受付日	平成２３年　月　日	※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	平成２３年３月１１日１４時	災害名	平成23年東北地方太平洋沖地震による災害				
被害の種類	1. 世帯主の負傷　2. 家財の損害 3. 住居の半壊　④ 住居の全壊 5. 住居全体の滅失・流失	被害場所	仙台市青葉区国分町三丁目7-1				
償還方法	1. 年賦　② 半年賦						

借入申込人について

フリガナ	センダイ　タロウ	生年月日	1. 明治 2. 大正 ③ 昭和 4. 平成	年齢	４２歳
氏名	仙台　太郎		４３年 07月 01日	男	女
フリガナ	センダイシアオバクコクブンチョウ3-7-1	職業	会社員		
現住所	仙台市青葉区国分町三丁目7-1	勤務先 名称	○○(株)△△△支店		
〒郵便番号	☎電話番号	勤務先 所在地	〒982-8601 仙台市太白区○○町1-1 電話 022 (247) ○○○○		
980-8671	022 (214) ○○○○				
本籍	仙台市青葉区国分町三丁目7-1				

3月11日現在の世帯員をご記入ください。（ただし、申込日までに亡くなった方がいる場合は記入の必要はありません）

世帯の状況と収入

氏名	世帯主との続柄	年齢	健・否（健康状態）	職業	収入（月収）	勤務先又は学校名
仙台　太郎	主	42	健	会社員	30万 円	○○(株)
花子	妻	40	〃	なし	円	
一郎	長男	15	〃	〃	円	仙台市立○○中学校
一子	長女	10	〃	〃	円	仙台市立○○小学校
					円	
収入合計	円			支出合計	29万 円	

資産の状況

土地	(1) 宅地 150 m2　(2) 田畑 m2 (3) 山林 m2	住居の状況	①. 自家　2. 借家 3. 借間　4. 同居	
建物	(1) 自宅 120 m2　(2) その他 m2	生活保護	1. 有　② 無	
負債	(内容) 住宅ローン　(金額) 1,200万 円		年　月　日から受給	

連帯保証人（保証人が書いてください）

フリガナ	ミヤギ　カズオ	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 ④. 平成	年齢	４２歳
氏名	宮城　一男		３８年 09月 02日	男	女
現住所	仙台市泉区○○町一丁目2-1 電話 022 (261) ○○○○	申込人との関係	友人		
		職業	会社員		
本籍	仙台市泉区○○町一丁目2-1	勤務先 名称	○○○(株)△△△営業所		
資産 土地	(1) 宅地 200 m2　(2) 田畑 m2 (3) 山林 m2	勤務先 所在地	仙台市宮城野区○○町二丁目3-4 電話 022 (291) ○○○○		
資産 建物	(1) 自宅 100 m2　(2) その他 m2				

この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況	（有 ・ 無） 状況		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無	（有 ・ 無） 程度		
借入希望額	250 万円	貸付決定額	※　万円

資金の使途

資金の使い方総額	900 万円	資金の内訳	合計 900 万円
家の補修	に 万円	災害援護資金で	250 万円
家財の購入	に 万円	手持資金で	500 万円
	に 万円	その他 ( ) で	150 万円
	に 万円	その他 ( ) で	万円
	に 万円	その他 ( ) で	万円

（注）・資金の使途はできるだけ詳しくご記入ください。
・必要に応じて根拠となる資料を提出していただきます。
・同一世帯での重複申込、相対保証等が確認された場合は、貸付が不承認となることがありますのでご注意ください。

記入例

この欄は住居の半壊、全壊、滅失・流失の世帯は記入の必要はありません

被害がない場合は０

被災時の具体的状況	地震による住居の全壊			負傷	全治　　月	
住居の被害	1. 半壊　2. 全壊　3. 滅失・流失					

被害の状況

家財の損害

品名	現在購入に要する費用	損害額	品名	現在購入に要する費用	損害額
タンス	200,000 円	0 円	（その他の家財）		
寝具	100,000 円	100,000 円	ステレオ	50,000 円	0 円
鏡台	円	円		円	円
冷暖房器具	150,000 円	150,000 円		円	円
机・椅子	50,000 円	0 円		円	円
本箱・本だな	30,000 円	0 円		円	円
食器・戸だな	20,000 円	20,000 円		円	円
食卓	40,000 円	40,000 円		円	円
げた箱	10,000 円	10,000 円		円	円
照明器具	20,000 円	20,000 円		円	円
じゅうたん	100,000 円	0 円		円	円
テレビ	60,000 円	30,000 円		円	円
ビデオデッキ	50,000 円	50,000 円		円	円
冷蔵庫	100,000 円	100,000 円		円	円
炊飯器	20,000 円	0 円		円	円
オーブン・レンジ	100,000 円	0 円		円	円
洗濯機	100,000 円	0 円		円	円
掃除機	20,000 円	0 円		円	円
自転車	20,000 円	0 円		円	円
畳	円	円		円	円
建具	100,000 円	100,000 円		円	円
時計	10,000 円	10,000 円	小計	50,000 円	0 円
小計	1,300,000 円	630,000 円	合計	1,350,000 円	630,000 円

修理が３万円かかった場合

被害額が購入費用の３分の１を超えているため対象となる

上記のとおり、災害援護資金を借入れたく申し込みます。
なお、貸付審査のため仙台市が住民基本台帳及び市県民税の課税資料を確認することに同意します。

平成　23年　6月　1日

借入申込人　仙台　太郎　印

上記の借入れについて、連帯して債務を負担します。
なお、貸付審査のため仙台市が住民基本台帳及び市県民税の課税資料を確認することに同意します。

平成　23年　6月　1日

連帯保証人　宮城　一男　印

印鑑登録をしている印を押すこと

仙台市長　　宛

※申込人が住宅被害等により、転宅または避難されている場合は、その先の住所等を記入してください。

氏名　仙台　太郎

住所　仙台市青葉区○○町１－１（○○方）　　連絡可能な電話番号　022（214）○○○○

（第５条関係）

災害援護資金借入申込書（仙台市）

※印欄は記入しないでください。

※受付日	平成２３年　月　日	※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	平成２３年３月１１日１４時	災害名	平成23年東北地方太平洋沖地震による災害				
被害の種類	1. 世帯主の負傷　2. 家財の損害 3. 住居の半壊　4. 住居の全壊 5. 住居全体の滅失・流失	被害場所					
償還方法	1. 年賦　2. 半年賦						

借入申込人について	フリガナ		生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成　年　月　日		年齢　歳	
	氏名					男	女
	フリガナ		職業				
	現住所		勤務先	名称			
	〒郵便番号 ー	☎電話番号 （　）		所在地	〒　ー 電話　（　）		
	本籍						

世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健・否（健康状態）	職業	収入（月収）	勤務先又は学校名
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
	収入合計	円		支出合計		円	

資産の状況				
	土地	(1) 宅地　m2　(2) 田畑　m2 (3) 山林　m2	住居の状況	1. 自家　2. 借家 3. 借間　4. 同居
	建物	(1) 自宅　m2　(2) その他　m2	生活保護	1. 有　2. 無
	負債	(内容)　(金額)　円		年　月　日から受給

連帯保証人（保証人が書いてください）							
	フリガナ		生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成　年　月　日		年齢　歳	
	氏名					男	女
	現住所	電話　（　）		申込人との関係			
				職業			
	本籍		勤務先	名称			
	資産 土地	(1) 宅地　m2　(2) 田畑　m2 (3) 山林　m2		所在地	電話　（　）		
	資産 建物	(1) 自宅　m2　(2) その他　m2					

この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況	（有・無）　状況		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無	（有・無）　程度		
借入希望額	万円	貸付決定額	※　万円
資金の使い方総額	万円	資金の内訳	合計　万円

資金の使途			
に	万円	災害援護資金で	万円
に	万円	手持資金で	万円
に	万円	その他（　）で	万円
に	万円	その他（　）で	万円
に	万円	その他（　）で	万円

（注）・資金の使途はできるだけ詳しくご記入ください。
・必要に応じて根拠となる資料を提出していただきます。
・同一世帯での重複申込、相対保証等が確認された場合は、貸付が不承認となることがありますのでご注意ください。

被害の状況							
	被災時の具体的状況				負傷	全治　　月	
	住居の被害	1. 半壊　2. 全壊　3. 滅失・流失					
	家財の損害	品名	現在購入に要する費用	損害額	品名	現在購入に要する費用	損害額
		タンス	円	円	（その他の家財）		
		寝具	円	円		円	円
		鏡台	円	円		円	円
		冷暖房器具	円	円		円	円
		机・椅子	円	円		円	円
		本箱・本だな	円	円		円	円
		食器・戸だな	円	円		円	円
		食卓	円	円		円	円
		げた箱	円	円		円	円
		照明器具	円	円		円	円
		じゅうたん	円	円		円	円
		テレビ	円	円		円	円
		ビデオデッキ	円	円		円	円
		冷蔵庫	円	円		円	円
		炊飯器	円	円		円	円
		オーブン・レンジ	円	円		円	円
		洗濯機	円	円		円	円
		掃除機	円	円		円	円
		自転車	円	円		円	円
		畳	円	円		円	円
		建具	円	円		円	円
		時計	円	円	小計	円	円
		小計	円	円	合計	円	円

上記のとおり、災害援護資金を借入れたく申し込みます。
なお、貸付審査のため仙台市が住民基本台帳及び市県民税の課税資料を確認することに同意します。

平成　　年　　月　　日

借入申込人　　印

上記の借入れについて、連帯して債務を負担します。
なお、貸付審査のため仙台市が住民基本台帳及び市県民税の課税資料を確認することに同意します。

平成　　年　　月　　日

連帯保証人　　印

仙台市長　　宛

※申込人が住宅被害等により、転宅または避難されている場合は、その先の住所等を記入してください。

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　連絡可能な電話番号＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

母子寡婦福祉資金：母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸しつけます。

＊災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講じます。

【対象】●母子福祉資金

①母子家庭の母（配偶者のいない女子で現に児童を扶養している方）

②母子福祉団体（法人）

③父母のいな児童（20 歳未満）

●寡婦福祉資金

①寡婦（かつて母子家庭の母であった者）

②40 歳以上の配偶者のいない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者

【問合せ先】市町村社会福祉協議会

母子・寡婦福祉資金の概要

資金の種類	限度額	償還期限	利子
事業開始資金	2,830,000 円（団体 4,260,000 円）	７年以内	無利子
事業継続資金	1,420,000 円（団体 1,420,000 円）	７年以内	無利子
修学資金	学校の種類により月額 18,000 円～月額 96,000 円	10 年以内	無利子
技能習得資金	※　月額 65,000 円	１０年以内	無利子
修業資金	※　月額 65,000 円	６年以内	無利子
就職支度資金	※　100,000 円	６年以内	無利子
医療介護資金	※　310,000 円	５年以内	無利子
生活資金	月額 141,000 円	10 年以内（技能習得期間）	無利子
〃	月額 103,000 円	５年以内（医療介護）	無利子
〃	月額 103,000 円	８年以内（生活安定期間）	無利子
〃	月額 103,000 円	５年以内（失業）	無利子
住宅資金	※　1,500,000 円	６年以内	無利子
転宅資金	260,000 円	３年以内	無利子
就学支度資金	学校の種類により 39,500 円～590,000 円	１０年以内	無利子
〃	学校の種類により 75,000 円～100,000 円	５年以内（専修一般課程、修業施設）	無利子
結婚資金	300,000 円	５年以内	無利子

※特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

また、修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金以外については、条件によって 1.5％の利子がつきます。

●生活保護を受けることができます

生活保護は、働いているかどうかにかかわりなく、生活に困ったとき、国民のだれでもが憲法25条や生活保護法に基づいて、権利として最低生活の保障を請求できる権利です。

【対象】生活に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護をおこなうものです。

＊生活に必要な電話、電気製品、自動車などをもっていても生活保護は受けられます。

＊田畑や山林、土地や家、住宅ローンがあっても条件を満たせば保有したまま、生活保護を受けられる場合があります。

【内容】生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託しておこなう現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。

（2009年度生活扶助基準）内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」より

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	157,800円	125,670円

【問合せ先】都道府県、市町村

【必要な書類】（例：仙台市）

・災害弔慰金に係る受領申出書（様式1）
・口座振込依頼書（様式2）
・受領される方の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等）
・死亡診断書（検案書）等の写し
・振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）

※上記支給順位の1から5に該当する方が、亡くなられた方と別世帯だった場合は（上記に加えて）生計同一に関する申立書（様式3）

※申請書の配布は各区保健福祉センター管理課でも行います（土・日・祝日は除く）。支給までは早くても2カ月程度かかります。

＊政府は、今回の震災に関して、迅速かつ適切な保護の実施にあたるよう、課長通知を発出しています（次頁参照）。

社援保発０３１７第１号
平成２３年３月１７日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて

平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災地の自治体で生活された方が他の自治体に避難した後、生活困窮に陥る事案が一部の自治体において発生しています。

被災者に対する支援については、現在、災害救助法（昭和２２年法律第２１８号）等の他法他施策において必要な支援が進められていますが、生活保護の相談に至る場合も考えられることから、特に被災地周辺の保護の実施機関においては、被災地から一時的に避難した方から生活保護の申請があった場合、下記の事項について留意の上、迅速かつ適切な保護の実施にあたるよう、管内実施機関に対し周知徹底いただくよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1　保護の実施責任について

今般の地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現在地保護を行うものとすること。

ただし、仮設住宅への入居や扶養義務者による引き取りなど、将来における居住の蓋然性が高いと認められる場合については、当該居住事実がある場所を所管する実施機関が実施責任を負い居住地保護を行うものとすること。

2　生活保護の決定について

被災者の状況を十分配慮し、生活保護の申請意思が確認された場合においては、申請権の侵害がないように留意の上、迅速に対応すること。

また、被災者が本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、被災者の特別な事情に配慮し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第３の３に掲げる「処分することができないか、又は著しく困難なもの」として取り扱うこととすること。

ただし、直ちには処分することが困難であっても、一定期限の到来により処分可能と

なるときその他後日の調査で資力が判明したときは、生活保護法（昭和２５年５月４日法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条による費用返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始することとし、当該被災者に対し上記の取扱いについて、十分説明した上で生活保護を開始するよう留意すること。

なお、保護開始時においては、生活保護制度はもとより、活用し得る他法他施策について十分説明し、懇切丁寧な対応に努めること。

3　扶養義務者、知人宅等へ転入する場合の住宅扶助について

本来支給を要しないものと解するが、保護開始後の避難前の住居に関し、賃貸借契約が継続している場合で、必要やむを得ないときは支給して差し支えないこと。

なお、この場合、家主等に連絡をとることが可能なときには、早急に契約解除等の手続をとるよう指導すること。

4　被災地の自治体との連絡体制について

緊急的に避難先で保護を受給する場合、従前より保護受給中の方については、それぞれの保護の実施機関から二重に保護費が支給されることも考えられるが、被災地における特別な事情に配慮し、事後において現在地の保護の実施機関から被災地の保護の実施機関へ連絡・連携を図り調整すること。

また、この場合についても上記２のただし書と同様、保護開始時において、法第６３条による費用返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始することとし、当該被災者に対して返還義務がある旨を十分説明した上で、生活保護を開始するよう留意すること。

〔2〕医療機関の受診への支援――――――――――――――――――――――

医療機関での受診・窓口負担について

～平成23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震～

1 被保険者証なしで受診できます

・被災地の住民であった方は、氏名、生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。
・公費負担医療（注）も、手帳等の提示なしに受診できます。
（注）障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等

2. 窓口負担の支払いは猶予又は免除されます

・以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

（1）災害救助法が適用されている**被災地域の住民**であり、
（2）以下の申し立てを行った方
　①住宅が**全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災**をした方
　②主たる生計維持者が**死亡したり、重篤な傷病**を負った方
　③主たる生計維持者が**行方不明**である方
　④主たる生計維持者が**業務を廃止・休止**した方
　⑤主たる生計維持者が**失職し、現在収入がない**方
　⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（**福島第1 原発から半径30 キロ圏内**）

※ 地震発生後、**被災地域から他の市町村に転出された方も対象**となります。

・上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。
・医療機関では、上記の申し立てをした方の氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を聞き取ってカルテに記録していただければ十分です。**罹災証明書等を求める必要はありません。**

※ 制度の詳しい説明は下記にお尋ね下さい。
【照会先】 厚生労働省保険局総務課 直通 03-3595-2550
厚生労働省保険局医療課 直通 03-3595-2577
東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に関する厚生労働省からのお知らせ
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html

〔3〕税金・国保料などの支払いの猶予・免除ができます――

1、国税の申告・納付期限が延長されます

災害等の理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2カ月以内の範囲でその期限が延長されます。

申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後の被災者の状況に十分配慮して検討される予定です。

① 地域が指定された5県（青森、岩手、宮城、福島、茨城）に納税地がある方

平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について自動的に延長されます。

② 地域が指定された5県以外に納税地がある方

「交通途絶等」など「一定の事情」があり、申告等が困難な方について期限延長が認められます。状況が落ち着いた後、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出することで「期限延長」が認められます。

「一定の事情」に該当しない場合でも、今回の地震により申告・納付ができない方については、税務署で相談にのっています。

＊「一定の事情」とは、

（イ）今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受けるなどの直接的な被害を受けたことにより申告等を行うことが困難

（ロ）行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難

（ハ）交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのインフララインの遮断により納税者または関与税理士が申告等を行うことが困難

（ニ）地震の影響により納税者から預った帳簿書類等の滅失または申告書作成に必要なデータの破損などの理由で、税理士が関与先納税者の申告を行うことが困難

（ホ）税務署における業務制限（計画停電を含む）により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

2、納税の猶予

「災害等により財産に相当の損失を受けたとき」は税務署長に申請することにより、納税の猶予を受けることができます。

損失を受けた日に納期限が到来していない国税	
損失を受けた日に納期限が到来していない国税	納期限から1年以内に納税
所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限までに納税
既に納期限の到来している国税	
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内に納税

３、４月22日の振替納税の延期

申告所得税の平成22年確定申告分の申告及び納税の期限を延長したことに伴い、4月22日（金）に予定していた振替納付日も延長されます。（平成23年3月15日付　国税庁告示第８号）なお、延長後の振替納付日については、未定です。

４、借入れ等に必要な納税証明書の交付について

災害復旧に必要な資金の借入れのために納税証明書の交付を受ける場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。税務署において納税証明書を請求する際には、納税証明書交付請求書の「証明書の使用目的」欄に「災害復旧に必要な資金の借入れのため」であることを記載してください。

管轄外の税務署でも可能

納税地を所轄する税務署管轄外に避難されている方は、納税地を所轄する税務署管轄外であっても、最寄りの税務署にて納税証明書交付請求書を受け付けることができます。この場合、納税証明書の交付まで多少の日数がかかるとのことです。

５、所得税の全部又は一部が軽減できます

納税者が所有する住宅または家財が、震災、風水害、火災などの災害によって損害を受けた場合、確定申告で、以下のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

①「所得税法」に定める雑損控除の方法

②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法

＊「雑損控除」と「災害減免法による所得税の軽減免除」が来年３月の確定申告ではなく、既に申告した平成22年分についても適用できるようになります。還付されるケースなら、還付時期が１年前倒しになります。なお、法人税も、繰り戻し還付が認められる方向です。（詳細については追加発表があり次第、お知らせします）

①雑損控除を選んだ場合

対象となる資産の範囲は、生活に通常必要な資産に限られます。次の二つのうちいずれか多い方の金額です。**（生活に通常必要でない資産とは別荘や競走馬など趣味や娯楽のために持っている動産や不動産、１個または１組あたりの価額が３０万円を超える貴金属や書画、骨董品などです。また、棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。）**

(イ)　(差引損失額) －(総所得金額等) ×10%
＊差引損失額＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額
(ロ)　(差引損失額のうち災害関連支出の金額) －5万円
＊災害関連支出＝災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や家屋の倒壊を防止するための費用（屋根の雪下ろし等）

(注)　災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。また、損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（３年間が限度）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。なお、雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています。

②「災害減免法による所得税の軽減免除」を選んだ場合

その損害金額が住宅または家財の時価の 50％以上であり、かつ災害を受けた年（上記＊参照）の合計所得額が 1000 万円以下である時は、災害減免法の適用によって所得税が減免されます。1000 万円以上の人は雑損控除しか選べません。災害減免法では損失額の繰越しが認められていません。

合計所得金額	災害減免法で軽減・免除される額
①５００万円以下の場合	全額免除
②５００万円超７５０万円以下の場合	２分の１軽減
③７５０万円超１０００万円以下の場合	４分の１軽減

＊災害減免法の対象となるのは、納税者本人または納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が有する住宅または家財です。

＊災害減免法による所得税の減免を受けるためには、適用をうける旨、災害による被害の状況、損害金額を記載した「損失額の明細書」を確定申告に添付して納税地の所轄税務署に提出することになります。

6、予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で清算されますが災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

7、法人税の還付、固定資産税の減免、登録免許税の免除

大震災による損失を補填するため、2010 年度以前に納めた法人税が還付されます。

工場や住居の復旧が困難な企業や個人の固定資産税が非課税になります

建て替え後の登録免許税が軽減されます

8、地方税も申告・納付等の期限が延長されます。減免制度などは条例で定められています。各自治体に相談してください。

① **個人住民税・個人事業税**は所得税の期限、法人事業税は法人税の期限までは延長されます。

② **個人住民税などの減免**は、ⅰ地方団体の実情に応じて、納税通知書の交付を延長するⅱ納税通知書の交付を延長している間に減免の申請があれば幅広く受け付けます（災害により納税義務者が死亡した場合など、納税義務者の家族等に減免の意思を確認することをもって減免の申請があったこととみなすこととなっています）

③ 軽油引取税

特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができないなど、天災その他避けることのできない理由があるものと認められる場合、軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除ができます。減免制度もあります。

④ 自動車税・軽自動車税

賦課期日の４月１日現在で当該自動車が滅失、き損等により使用できない場合は課税されません。減免制度もあります。

⑤ 事業所税

事業所用家屋が損壊し、事業を休止したと認められる場合は休止期間に応じ減免されます。

今回の地震で避難している方は、避難先の最寄りの税務署で相談可能です。

野田財務大臣　国会で大門議員の質問に答弁

「震災で被害を受けた滞納者に対しては、納税緩和措置を適用する」

（2011 年 3 月 30 日　参議院財政金融委員会・議事録より）

「財産がない」「生活を逼迫させるおそれ」などに当たれば、滞納処分を停止

野田佳彦（財務大臣）：「震災により被害を受けた滞納者に対する滞納整理に当たりましては、被災状況を的確に把握した上で納税の猶予や換価の猶予などの納税緩和制度を適切に運用する必要があると考えております。

また、納税緩和制度にはこのほかに滞納処分の停止があり、滞納処分を執行することができる財産がないとき、滞納処分を執行することによってその生活を著しく逼迫させるおそれがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分を執行することができる財産が共に不明であるときのいずれかに該当するときにこういう措置をとることができるということになっていますが、いずれにしても、今般の震災により被害を受けられた納税者に対しては、その置かれた状況と、そして心情にも十分配意しながら適切に対応する必要があるというふうに思います。」

納税資金が回復しなければ納税義務は３年後に消滅

田中一穂（国税庁次長）：「滞納処分の停止ということがされた場合におきまして、その停止後に納税者の納付資金が回復しないときは、原則としまして３年後に国税の納付義務が消滅するということになります。

被災状況を把握し、滞納処分の停止の要件に該当すれば速やかに停止する

田中（国税庁次長）：現場の被災状況等を的確に把握しまして、滞納処分の停止の要件に該当する場合には速やかに停止措置を行うということにしたいと思っております。

■災害に関する主な税務上の取扱いについて（国税庁ＨＰより）
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/atsukai/index.htm）

法人税及び所得税共通

(1)　災害により滅失・損壊した資産等

(2)　復旧のために支出する費用

(3)　従業員等に支給する災害見舞金品

(4)　災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人税関係

(5)　取引先に対する災害見舞金等

(6)　取引先に対する売掛金等の免除等

(7)　取引先に対する低利又は無利息による融資

(8)　自社製品等の被災者に対する提供

(9)　災害による損失金の繰越し

所得税関係

(10)　個人が支払を受ける災害見舞金

(11)　低利又は無利息により生活資金の貸付けを受けた場合の経済的利益

(12)　被災事業用資産の損失の繰越し

相続・贈与税関係

(13)　農地等に係る納税猶予の特例の継続適用

印紙税関係

(14)　災害義援金の受取書

自動車重量税関係

(15)　被災自動車に係る自動車重量税の還付

9、国保料（税）・介護保険、社会保険料を減免・猶予することができます。

●国保料(税)の減免や納期限の延長を行うことができます

国民健康保険の保険者は市町村ですから、各市町村によって保険料（税）の仕組みや料金が違いますが、ほとんどの自治体で保険料（税）の減免、災害減免をも設けています。宮城県保健福祉部国保医療課のHPでは以下のように紹介しています。

＊市町村国保課、保険年金課などに問い合わせましょう。

保険料（税）を納めることが困難と認められる場合（例）

1　天災その他特別の事情がある場合

2　失業により所得がなくなってしまった場合

3　健康保険などの保険料を納めていた人が後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、**これまで被扶養者であった65歳以上の人**が国保被保険者になった場合

★乳幼児に対する健康診断などについて、住民票を異動していなくても、避難先の自治体でサービスが受けられます。

●介護保険について

・保険者証を持っていなくても介護サービスを受けることができます。

介護保険の被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合でも、市町村窓口へ申し出ることで保険による介護サービスを受けることができます。

・介護サービスの利用料等の支払いを当面猶予されます。

災害救助法が適用されている被災地域の住民で（他の市町村に転入した場合を含む）、以下の申し立てを行った方

①.被保険者又は主たる生計維持者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

②.主たる生計維持者が死亡したか、心身に重大な障害を受けた又は長期間入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

③.主たる生計維持者が行方不明であること。

④.被保険者又は主たる生計維持者が業務を廃止・休止したこと。

⑤.被保険者又は主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと。

⑥.福島第１・第２原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっていること（福島第１原発から半径30キロ圏内）。

＊上記に該当する方の利用料等については、市町村等において免除等が行われるよう、国からお願いしているところです。

平成２３年３月１８日
厚生労働省年金局
日本年金機構

被災された国民年金被保険者のみなさまへ

国民年金保険料の免除についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

１　被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね２分の１以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

２　免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

３　免除の申請手続きは、２３年７月末日までに行ってください。

※　保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続をとっていただく必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

＜被災により国民年金保険料の免除を申請される方へ＞

国民年金保険料免除申請書に被災状況届（国民年金保険料免除申請用）を添付していただく必要があります。記載された書類は、ご住所地の市区町村役場またはお近くの年金事務所へご提出くださいますよう、お願いします。

また、ご本人が提出できない場合は“委任状”が必要となりますので、ご注意ください。

国民年金保険料免除申請書と被災状況届（国民年金保険料免除申請用）をダウンロードできます。

- 国民年金保険料免除申請書
- 被災状況届（国民年金保険料免除申請用）

（　様　式　１　）
平成　　年　　月　　日

各年金保険者　御中

＿＿＿＿＿＿市（町村）長　＿＿＿＿＿＿
（　公　印　省　略　）

特別徴収一括中止確認書

＿＿＿＿＿＿市（町村）においては、平成２３年６月及び８月に支払われる公的年金からの介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）並びに個人住民税の特別徴収については、以下の取扱いとする。

	特別徴収の対象となる全ての住民について、一括して特別徴収を中止する。
	特別徴収を中止する住民について、個別に異動情報を作成する。

（左欄のいずれかに○を記入）

なお、一括して特別徴収を中止する市町村においては、本確認書を年金保険者に対する資格喪失等の通知（※）に代えるものとする。

※　それぞれ、以下に基づく通知をいう。
・介護保険料　介護保険法第１３８条第１項
・国民健康保険料（税）　国民健康保険法第７６条の４において読み替えて準用する介護保険法第１３８条第１項及び地方税法第７１８条の５第１項
・後期高齢者医療の保険料　高齢者の医療の確保に関する法律第１１０条において読み替えて準用する介護保険法第１３８条第１項
・個人住民税　地方税法第３２１条の７の７第２項

（別添）

国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

年金事務所長　　様

平成　　年　　月　　日

氏　　名	㊞	基礎年金番号	
住　　所			
被災者氏名		あなたとの続柄	
被災当時の住所又は居所			
①災害の種類		被災年月日	平成　　年　　月　　日

② 次の財産のうち、最も被害の大きかったものを一つだけ○で囲んでください。

イ　住宅　　ニ　宅地

ロ　住宅でない建物　　ホ　田畑

ハ　家財　　ヘ　その他の財産（　　）

③ ②の○で囲んだ財産について、下に書いてください。

被災前の財産の概要とその価格

概要

万円

損害の程度とその金額

程度

万円

④ この災害について、保険金又は損害賠償金を受けていますか。

イかロのどれかを○で囲んでください。

イ　受けている　　ロ　受けていない

⑤ ④のイを○で囲んだ人は、受け取った保険金又は損害賠償金の金額を下に書いてください。

万円

市町村受付印	年金事務所受付印

◎ 裏面の注意をよく読んでから書いてください。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

◎ 押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。

（別添）

国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

記載例

年金事務所長　　様

平成２３年　３月２２日

氏　　名	年金　太郎　　㊞	基礎年金番号	１２３４－５６７８９０
住　　所	○○県○○市○○町○－○		
被災者氏名	年金　太郎	あなたとの続柄	本人
被災当時の住所又は居所	同上		
①災害の種類	地震　（東北地方太平洋沖地震）	被災年月日	平成23年3月11日

② 次の財産のうち、最も被害の大きかったものを一つだけ○で囲んでください。

(イ) 住宅　　ニ 宅地

ロ 住宅でない建物　　ホ 田畑

ハ 家財　　ヘ その他の財産（　　）

③ ②の○で囲んだ財産について、下に書いてください。

被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額	
概要	木造平屋建 ６０平方メートル	程度	全　壊
	１，５００万円		１，５００万円

④ この災害について、保険金又は損害賠償金を受けていますか。

イかロのどれかを○で囲んでください。

イ 受けている　　(ロ) 受けていない

⑤ ④のイを○で囲んだ人は、受け取った保険金又は損害賠償金の金額を下に書いてください。

万円

市町村受付印	年金事務所受付印

◎ 裏面の注意をよく読んでから書いてください。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

◎ 押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。

【社会保険手続関係】

・保険者の判断により、健康保険・国民健康保険の保険料は減免・納期限の延長ができます。

・被災地域の事業所へは、厚生年金保険料及び労働保険料等の納付期限の延長・猶予を行います。

・２０歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止を受けている被災者については、所得を理由とする支給の停止は行われません。

・年金受給権者の現況届について、被災により期限までに提出が困難な場合は、提出期限が延長されます

【雇用対策関係】

・事業所が災害を受け、事業を休止したなどの理由により就労ができず、賃金を受けとれない状態にある方は、失業給付を受給できます。

・被災された方の失業給付は、住所地以外のハローワークでも受給できます。

・緊急避難している方の一時入居先、緊急避難場所として雇用促進住宅を提供します。

・労災保険給付の請求に関して、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求を受け付けます。

　また、今回の地震に伴う傷病の業務上外等の考え方についての問い合わせは、労働局で行っています。

・失業の不安や雇用の維持など、被災中の様々な仕事に関する相談を受けるため、ハローワークに特別相談窓口が設置されています

●公共料金（ＮＨＫ・電気・ガス・水道料金等）の免除等があります。

〈ＮＨＫ〉（ＨＰより抜粋）

「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部の地震」における放送受信料の免除について

平成２３年３月１６日

平成２３年３月１１日に発生した「東北地方太平洋沖地震」および３月１２日に発生した「長野県北部の地震」における放送受信料の免除について、総務大臣の承認を受け、次のとおり実施します。

１．免除の範囲と免除の期間

(1) 災害救助法が適用された区域内（※）において半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約：平成 23 年３月から平成 23 年８月まで（６か月）

(2) 災害救助法が適用された区域内（※）において、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して１か月以上受けている方の放送受信契約：平成 23 年３月から平成 23 年８月まで（６か月）ただし、平成 23 年９月１日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を受けている場合は、その解除の日が属する月の翌月までとします。

（1）、（2）ともに該当する場合は、（2）となります。

（※）今後、区域が追加された場合も免除の範囲に含めます。

２．免除の手続き

○ＮＨＫによる調査等により、免除の手続きをさせていただきますので、現時点でＮＨＫにご連絡いただく必要はありません。

○免除が適用される場合は、お支払い済み分を返金または平成 23 年９月分以降に充当させていただきます。

〈電気・ガス・電話・水道料金等〉

各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。

対象者は市町村、関係事業者が定めることとなります。

（50・51頁参照）

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２３年３月３１日
資源エネルギー庁

東北地方太平洋沖地震による被害に係る電気の災害特別措置の認可について

経済産業省は、本日、災害救助法が適用された市区町村において被災した電気の需要家等が、それぞれの供給区域内または他の供給区域の公営住宅等に移転する場合等の特別措置の認可を行いました。

１．平成２３年３月１１日の東北地方太平洋沖地震による被害により、災害救助法が適用された市区町村及びその隣接市区町村（以下、「被災地」という。）の需要家が支払う電気料金等については、東北電力株式会社及び東京電力株式会社からの申請に基づき、支払期限の延長や不使用月の基本料金の免除などの災害特別措置を講じているところです。

２．しかしながら、これらの措置は被災地の需要家においてのみ適用されるものであり、全壊・消失等により同一電力会社管内または他の電力会社管内の公営住宅に移転した場合等には適用されません。

３．これら被災者のおかれた状況に配慮して、同一電力会社管内または他の電力会社管内の公営住宅等に移転する被災者等に対し、以下のとおり災害特別措置を講ずるとともに、今回の被害状況を鑑み、被災地においても支払期限を更に延伸する等の追加措置を講ずることとし、平成２３年３月３１日に東北電力株式会社及び東京電力株式会社をはじめとする１０社全ての電力会社から認可申請を受け、即日、特別措置（別紙参照）の認可を行いました。

４．当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日（平成２３年３月１１日）まで遡及して適用されます。

５．なお、今後、被害が深刻化・長期化するような場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行う予定です。

（本発表資料のお問い合わせ先）
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力市場整備課長　山下　隆一
担当者：米山、大塚
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線　４７４１～６）
０３－３５０１－１７４８（直通）

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２３年３月３１日
資源エネルギー庁

東北地方太平洋沖地震による被害に係る ガスの災害特別措置の認可について

経済産業省は、本日、災害救助法が適用された市町村において被災したガスの需要家等が、それぞれの供給区域内または他の供給区域の公営住宅等に移転する場合等の特別措置の認可を行いました。

1. 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による被害により、災害救助法が適用された地域（以下「被災地」という。）の需要家が支払うガス料金については、東京瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社及び仙台市ガス局等（一般ガス事業者26社、簡易ガス事業者62社）からの申請に基づき、支払期限の延長や不使用月の基本料金の免除などの災害特別措置を講じているところです。

2. しかしながら、これらの措置は被災地の需要家においてのみ適用されるものであり、全壊・消失等により同一ガス会社管内または他のガス会社管内の公営住宅に移転した場合等には適用されません。

3. これら被災者のおかれた状況に配慮して、同一ガス会社管内または他のガス会社管内の公営住宅に移転する被災者等に対し災害特別措置を講ずるとともに、今回の被害状況を鑑み、被災地においても支払期限を更に延伸する追加措置を講ずるなどの特別措置（別紙1参照）について、平成23年3月31日に東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社及び仙台市ガス局等123事業者（別紙2参照）から認可申請を受け、即日、特別措置の認可を行いました。

4. 当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日（平成23年3月11日）まで遡及して適用されます。

5. なお、今後、被害が深刻化・長期化するような場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行う予定です。

（本発表資料のお問い合わせ先）
資源エネルギー庁　電力・ガス事業部ガス市場整備課長　米田　健三
担当者：　須山、梅島、目黒
電　話：　０３－３５０１－１５１１　（内線　４７５１～６）
０３－３５０１－２９６３　（直通）

〔4〕労働保険について――――――――――――――――――――――――

●労働保険料等の納期限の延長、納付の猶予をすることができます。

●災害により事業を休業していても
　従業員に休業手当を支払い、補助をうけることができます。
　従業員をやめさせなくても失業給付の支給をうけることができます。

●仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合、労災保険給付をうけることができます。

●「東北地方太平洋沖地震と労働保険Ｑ＆Ａ」（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署作成）を活用しましょう。

・納期限の延長について（53 頁参照）
・被災した事業主の方へ（54 頁参照）
・従業員、失業された方、訓練を受講されている方へ（56 頁参照）
・雇用調整助成金を活用してください（58 参照）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成23年3月24日
労働基準局労災補償部労働保険徴収課
課長補佐　長　良(内線　5159)
(直　　通)　03(3502)6722
職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
課長補佐　西　川(内線　5859)
(直　　通)　03(3595)1173

報道関係者各位

東北地方太平沖地震により多大な被害を受けた地域における労働保険料等の納期限の延長等の措置について

1. 労働保険料等の納期限の延長

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い労働保険料等の納期限の延長を行うことについて、本日、対象地域等を正式に決定する告示を行いました。

(1)　今般の地震によって多大な被害を受けた以下の地域に所在地のある事業主等の方に対して、労働保険料等(注1)の納期限の延長を行います。(別添参照)

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(注2)

(注1)労働保険料、特別保険料、一般拠出金並びに障害者雇用納付金。
なお、障害者雇用納付金については、対象地域に主たる事務所の所在地がある事業主が対象となります。
(注2)上記の対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

(2)　(1)の地域にある事業場の事業主等の方につきましては、地震が発生した平成23年3月11日以降に到来する労働保険料等の納期限が自動的に延長されることになりました。
なお、労働保険料等の納期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。
(注)延長後の納期限は、災害がやんだ日から2月以内の日を別途告示によって定めることになります。

(3)　具体的には、労働保険料については、多くの事業主の方は本年7月11日が納期限のものから、一部の建設業の事業主の方は、本年3月31日が納期限のものから適用されます。また、障害者雇用納付金については、多くの事業主の方は本年5月16日に納付期限が到来するものから適用されます。
(注)労働保険料及び障害者雇用納付金に係る追徴金及び延滞金であって、平成23年3月11日以降に納期限が到来するものも適用されます。

2. 納付の猶予

(1)　1の(1)の対象地域以外の地域にある事業主の方であっても、今般の地震により財産に相当な損失(注1)を受けたときには、3月11日以降に納期限が到来する労働保険料等(注2)について、事業主の方の申請に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けることができます。
(注1)「相当な損失」とは、事業主の全財産の価額に占める災害による損失の額の割合が概ね20%以上の場合であり、損失の額には、保険金又は損害賠償金その他これに類するものにより補てんされた金額を除きます。
(注2)災害の発生により損失を受けた日以降、災害がやんだ日以前に納期限が到来する労働保険料等が対象となります。
(注3)1の(1)の対象地域にある事業主の方においても、延長後の納期限までに労働保険料等を納付することが困難であって、「相当な損失」を受けている場合には、事業主の方の申請に基づき納付の猶予を受けることができます。

(2)　くわしい内容は、労働保険料については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に、障害者雇用納付金については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構におたずねください。

o 別添(PDF:KB)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

平成23年3月29日版

被災された事業主の方へ
～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。
詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。
被災者の方々に配慮した求人のお申込みをお願いいたします。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1．事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてＱ＆Ａをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ
(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf)にも掲載しています。

2．被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成（中小企業の場合、原則手当の８割を助成）を受けることができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすいよう要件の緩和もしていますので、ご活用ください。

※リーフレット(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/a09-1a.pdf)やＱ＆Ａ
(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html)も用意していますので、ご活用ください。

3．事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

各種助成金の支給申請

ハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。

※詳しくはこちらのリーフレット
(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf)をご覧ください。

労働保険料、社会保険料などの納付期限延長・猶予

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行います。

※新たな納付期限は、後日お知らせします。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、
(独)勤労者退職金共済機構ホームページ(http://www.taisyokukin.go.jp/)をご覧ください。

キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

※詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

認定職業訓練助成事業費補助金

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）の事業主が被災前から開始していた認定職業訓練の運営費について、被災により訓練が中止や中断された場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費は補助の対象となります。

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する県庁にお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)でも関連の情報をお伝えしています。

厚生労働省・都道府県労働局
・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

平成23年3月29日版

従業員、失業された方、訓練を受講されている方へ
～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

全国のハローワークでは、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人は、ハローワークの窓口のほか、ハローワークインターネットサービスでもご覧いただけます。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害による事業の休止などでお困りの方

事業所が災害を受け、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取れない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。
また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6ヵ月以上加入しているなどの要件があります。

※事業所が被災して休業する場合でも、労働契約や就業規則に基づき、事業主が賃金、手当などを支払う場合があります。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

※地震に伴って休業する場合の手当の支払などについてのQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。
詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf）にも掲載しています。

雇用保険失業給付を受給中の方

失業給付を受給されている方が、災害のためやむを得ず認定日にハローワークに来られないときは、電話などでご相談いただければ、認定日を変更できます。

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで受給手続きをすることができます。

公共職業訓練の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の８割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります（対象地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

雇用保険を受給している公共職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、基本手当などを支給されることがあります。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、１年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

基金訓練(※)の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の８割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、訓練・生活支援給付を支給されることがあります。詳しくは、厚生労働省職業能力開発局能力開発課までお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、１年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

※雇用保険を受給できない方に対し、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付を行うものです。

未払賃金立替払制度

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うようにします。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r9852000001607y.pdf)にも掲載しています。
なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/tatekae/index.htm)をご覧ください。

労災保険給付

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。また、労災診療の手続については、任意の様式によっても行うことができます。

※なお、今回の地震に伴う疾病の業務上外等の考え方については、災害事例を用いてお示ししています。
(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015j3l.pdf)
※労災保険の請求などについてのQ＆Aも用意していますので、ご活用ください。
(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf)

健康相談

全国の産業保健推進センターで、被災地域の事業者、労働者及びその家族などを対象に、メンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を実施しています。

雇用促進住宅

緊急避難している方の入居先として雇用促進住宅を提供しています。詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

勤労者財産形成持家融資の返済方法の変更

（独）雇用・能力開発機構が行う財形持家融資を返済中の方で、被災された方は、最長３年間元金の返済を猶予し（利子のみの返済で可）、返済猶予期間中は貸付利率の引下げ（最大1.5%）を受けられます。また、返済期間を最長３年間延長することもできます。

※詳しくは、(独)雇用・能力開発機構(電話046-683-1177)にお問い合わせいただくか、
こちらの資料(http://www.ehdo.go.jp/zaikei/pdf/0318_001.pdf)をご覧ください。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度及び特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度について、退職金請求書や共済手帳を紛失した場合、再発行を受けられます。また、退職金請求手続の簡素化などを行っています。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構のホームページ(http://www.taisyokukin.go.jp/)をご覧ください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)でも関連の情報をお伝えしています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

労働者の雇用の維持に
雇用調整助成金を活用してください！

東北地方太平洋沖地震の影響（※1、2）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の2／3（中小企業の場合は4／5）が助成されます（※3）。

※1　事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や待避指示など法令上の制限を理由とするものは助成対象となりません。

このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくとも失業手当が支給されます。

※2 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などに助成対象となります。

詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

※3　1人1日当たり7，505円が上限です。

【支給要件】

① 雇用保険の適用事業主であること

② 生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5％以上減少していること（※）

※　青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、最近3ヶ月ではなく1ヶ月の生産量、売上高等がその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5％以上減少していれば対象となります。

別 添 2
参考様式

○○労働局長殿

雇用調整助成金に係る申請関係書類の代替について

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の申請等に必要な以下の添付書類について、以下の理由により、現時点での提出が困難な状況であるため、当分の間、疎明により代替させていただき、提出が可能となった時点で提出することを誓約します。

（疎明により代替する添付書類）

□　労使協定書

□　企業の業務内容、資本金を確認する資料

□　常時雇用する労働者の数を確認する資料

□　賃金締切期間、所定労働日が確認できる資料

□　生産量等の減少が確認できる資料

□　過去３か月間の賃金台帳

（提出が困難な理由）

例）津波被害により書類を消失したため。 　　従業員の出勤が困難であり、作成ができないため。

（ 事 業 主 名 称 ） ㊞

〈2〉 住まいの再建のために

●住宅の全壊などの被害を受けた世帯に支援金が支給されます。

被災者生活再建支援制度： （17 頁参照）

●公営住宅への入居や住宅の応急処理などの現物支給

住家の全壊等により、自らの資力で住家を確保できない方には住宅が現物支給される制度があります。

応急仮設住宅への入居

【入居資格】①住家が焼失、半壊または流失。
②応急仮設住宅に入居していない。
③自らの資力で住家を確保できない等の方が対象。
＊借家・アパートの方も半壊であれば応急仮設住宅に入居できます。

【問合せ先】都道府県、市町村

公営住宅への入居

・低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。
・家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。

【入居資格】①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に困窮していることが明らかな方。
②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。
③入居収入基準：21 万 4 千円以下（災害発生日から３年を経過した後は 15 万８千円）。
＊被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入所収入基準はありません。
＊入居資格については、地方公共団体で別に定める場合があります。

【問合せ先】都道府県、市町村

特定優良賃貸住宅等への入居

・被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。

【入居資格】災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情のある場合において賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事が認めるもの（48 万 7

千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15 万 8 千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります）。

【問合せ先】都道府県、市町村

住宅の応急修理制度

・災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。

・応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。

・修理限度額は 1 世帯あたり 52 万円（平成 21 年度基準）です。同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯とみなします。

【入居資格】災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方

①災害により住宅が半壊又は半焼した方。

②応急仮設住宅等に入居していない方。

③自ら修理する資力のない世帯。

※大規模半壊以上の世帯については、資力は問いません。

＊世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談してください。

【問合せ先】都道府県、市町村

●融資をうけることができます。

生活福祉資金（住宅の補修等）

・災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。（23 頁参照）

【問合せ先】都道府県、市町村、社会福祉協議会

母子寡婦福祉資金（住宅資金）

・災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。（33 頁参照）

【問合せ先】都道府県、市町村、社会福祉協議会

災害復興住宅融資

・住宅支援機構が指定する災害により、被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設、新築購入、リ・ユース購入する場合の資金を貸し付けます。（62 頁参照）

【問合せ先】独立行政法人住宅金融支援機構

<災害：建設・購入・補修：2011年３月>
独立行政法人住宅金融支援機構

被災住宅復旧のための災害復興住宅融資のお知らせ

地震、台風、豪雨などにより被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。
独立行政法人住宅金融支援機構は、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の借入れの申込みを受け付けていますので、ご案内申し上げます。

１　申込みができる方

次の（1）から（4）までのすべてにあてはまることが必要です。
※　住宅の工事が完了している場合は、申込みができません。
（1）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方

建設資金 新築購入資金 リ・ユース（中古）購入資金	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた方（「一部破損」は除きます。） ・住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。
補修資金	・住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた方

※　災害復興住宅融資を利用される方には、申込時に「り災証明書」を提出していただきます。「り災証明書」は、地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、被災した住宅の被害程度について証明する証明書です。
（2）ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修する方
※　親孝行ローン（被害が生じた住宅を所有する満60歳以上の親のために、子が建設、購入または補修を行う場合の融資）も利用できます。①災害により被害が生じた住宅の所有者が、融資を利用する方またはその配偶者の直系の尊属であること、②親孝行ローンにより建設、購入または補修する住宅が、原則災害により被害が生じた住宅と同一市区町村内、又は、申込みされる子の居住する市区町村と同一若しくは隣接する市区町村の区域内にあることなどの要件があります。
※　被災者に貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象になります。連帯保証人が必要になることなどの要件があります。
（3）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年　収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

（4）日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方

２　融資を受けることができる住宅

建　設	・１戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上 175㎡以下の住宅
新築購入	・１戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は40㎡）以上 175㎡以下の住宅 ・申込受付日から２年前の日以降に竣工した住宅または竣工予定の住宅 ・一戸建ての場合は敷地面積が 100㎡以上であること

リ・ユース(中古)購入	・１戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は40㎡）以上 175㎡以下の住宅 ・一戸建て等の場合は敷地面積が１建築物あたり 100㎡以上であること ・築年数に制限はありません。
補　修	・床面積及び築年数に関する制限はありません。

※　被害が生じた住宅が 175㎡よりも広いときは、その広さまでの住宅を建設または購入できます。
※　融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要です。
※　機構が定める技術基準に適合していることが必要です。また、地方公共団体による現場審査を受けることが必要です（建設の場合は屋根工事完了時等、購入の場合は融資承認後かつ竣工後、補修の場合は補修工事完了時です。）。

3　抵当権

(1) 建設または購入の場合
　建物及び敷地に機構のための第１順位の抵当権を設定していただきます。
(2) 補修の場合
　建物に機構のための抵当権を設定していただきます（審査の結果、敷地にも抵当権を設定していただく場合もあります。）。
※　抵当権の設定費用はお客様のご負担となります。

4　火災保険

建物に火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第１順位の質権を設定していただきます。
※　火災保険料はお客様のご負担となります。

5　融資限度額

融資額は、各所要額（建設費、購入費、補修費など）の合計額または次の表の合計額のいずれか低い額が限度となります。（10万円以上10万円単位）
※　国、地方公共団体等から住宅の建設費、購入費または補修費に対する補助金等を受ける場合は、融資額が減額になる場合があります。
(1) 建設資金

住宅の構造	建設資金		土地取得資金	整地資金
	基本融資額	特例加算（一般分）		
耐火・準耐火・木造(耐久性)	1,460万円	450万円	970万円	380万円
木造(一般)	1,400万円			

※　損壊家屋の除去費用は建設費に含めることができ、融資対象となります。
※　土地取得資金は、土地が流出した場合などに限り利用できます。
※　土地取得資金または整地資金は、建設資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。
(2) 新築購入資金

住宅の構造	購入資金		特例加算（一般分）
		うち土地取得資金	
耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,430万円	970万円	450万円
木造(一般)	2,370万円		

※　土地取得資金は、購入資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。

(3) リ・ユース（中古）購入資金

住宅の構造	購入資金			特例加算（一般分）
	ﾘ･ﾕｰｽ住宅 ﾘ･ﾕｰｽﾏﾝｼｮﾝ	ﾘ･ﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅 ﾘ･ﾕｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ	うち 土地取得資金	
耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,130万円	2,430万円	970万円	450万円
木造(一般)	1,920万円			

※　土地取得資金は、購入資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。

(4) 補修資金

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火・準耐火	640万円	380万円	380万円
木造	590万円		

※　引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で 380万円が限度となります。

※　引方移転資金及び整地資金は、補修資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。

6　融資金利

借入申込時の金利が適用される全期間固定金利です（融資金利は、原則として毎月改定します。）。

基本融資額等（特例加算(一般)以外）	全期間固定　年1.78%	平成23年３月16日現在
特例加算(一般)	全期間固定　年2.68%	

※　最新の金利は、機構ホームページまたは機構お客様コールセンターで確認してください。

7　返済期間

建　設 新築購入 （10年以上１年単位）	耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年以内	融資の契約日から最長３年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は据置期間分延長されます。
	木造(一般)	25年以内	
リ・ユース(中古)購入 （10年以上１年単位）	リ・ユースプラス住宅 リ・ユース住宅	35年以内 25年以内	
	リ・ユースプラスマンション リ・ユースマンション	35年以内 25年以内	
補　修 （１年以上１年単位）		20年以内	返済期間内で、融資の契約日から１年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は延長されません。

※　完済時年齢の上限は80歳（親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢）です。

※　据置期間分、返済期間を延長した場合においても、完済時年齢の上限は80歳となります。

8　返済方法

元金均等毎月払い（＋ボーナス併用払い）または元利均等毎月払い（＋ボーナス併用払い）

※　返済額の試算は、機構ホームページまたは機構お客様コールセンターで行うことができます。

9　申込受付期間

り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から２年経過日を受付の終期とします。

10　申込方法

借入申込関係書類を機構へ郵送することにより申込みができます（随時受け付けています。）。

申込みにあたって必要となる借入申込書、郵送申込用書類などは、機構お客様コールセンターに請求してください。

11　申込みに必要な主な書類

(1) 災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表、個人情報の取扱いに関する同意書、商品概要説明書、郵送申込関係書類

(2) 運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）のいずれかの写し

(3) り災証明書の写し

(4) 申込人の収入及び納税に関する公的証明書

(5) 80円切手を貼った封筒（融資予約（承認）通知書送付用のもので、借入申込書と併せて専用封筒を配布します。）

(6) その他審査上必要な書類

12　融資手数料

不要です。

ご注意

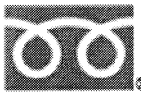
(1) 申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、融資をお断りすることや融資額について希望の額から減額することがあります。

(2) 申込みにあたり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資にあたり、融資内容を同機関に登録します。

お問合せ・申込関係書類の請求

被災した方からの融資などの相談並びに「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）及び申込みに必要な書類の請求については、機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）でお受けします。

住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）



0120-086-353

○ご利用いただけない場合（ＩＰ電話など）は、TEL　０４８－６１５－０４２０におかけください。

○営業時間　毎日９：００～１７：００（祝日、年末年始は休業）

詳細は、住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp）または「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）で確認してください。

〔平成23年３月１日現在〕

〈3〉 経営の再建のために

政府はこの間、借入金の返済猶予に関する措置や、リース代の支払い猶予、各種免許届出期限の延長などの施策を発表しています。新たに「災害復興保証」を開始し、自治体でも制度融資の拡充が相次いでいます。しかし、かつてない規模の地震・津波に加えて、人災としての原発事故が加わり、営業を再開するためにはまだまだ困難があります。

これらの制度の活用は未だ出発点に過ぎません。営業再開は地域の活気をよび、地域の復興は中小業者の経営再建と一体のものです。

民商と仲間と一緒に、制度を活用し、ないものは作らせ、力をあわて商売を続けましょう。

1、借入金がある場合、「返済猶予など既往債務の条件変更」を金融機関に申し入れましょう。住宅ローンも「金融円滑化法」の趣旨にもとづき、要請しましょう。
また、政府が「特別相談窓口」などを設けていますので、相談しましょう。

中小企業庁「既往債務の負担軽減に係る対応について」（3月14日）（67頁参照）
金融庁「災害に対する金融上の措置について」（3月11日）（68頁参照）

- 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫＝返済猶予の申し出でが遅れた場合でも返済期日に遡及して返済猶予に対応。提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行い、被災した中小企業の負担軽減を行う。
- 信用保証協会＝審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化、返済期日の経過後の期日延長や返済方法の変更等被災した中小企業の負担軽減を行う。
- 民間金融機関＝審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

＊なお、住宅支援機構（旧住宅公庫）は返済方法変更（災害特例）を設けています。（70頁参照）

2、リース契約がある場合、「リース代の支払いの猶予」を申し入れましょう。

経済産業省は4月1日、「中小企業に対するリースの支払い猶予について」の文書で、リース事業者に柔軟で適切な対応をするよう求めています。

経済産業省「中小企業に対するリースの支払い猶予について」（72頁参照）

3、建設業許可・経営事項審査の有効期限が延長されています。延長後の有効期限に注意しましょう。（73頁参照）

建設業許可・経営事項審査の有効期限：
2011年3月11日以降に有効期間が満了するもの→8月31日
変更届出等の提出期限：　（同　上）　→6月30日

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者対策について

平成23年3月14日

中小企業庁

上記災害の発生につき、経済産業省は、被災中小企業の既往債務の負担軽減に係る対応について以下の措置を講じました。

1. 背景

3月11日付けで、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、特別相談窓口を設け、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応するよう要請を行ったところです。

被災にあわれた中小企業の皆様は、被害発生後当面の間は被災現場の処理や生活の立ち上げに大きな時間や労力をとられており、被災後に既往債務の返済期日が到来していても、返済猶予の申込にすらいけない状況が続くことが予想されます。そのため、経済産業省・中小企業庁では三機関に対して要請を行い、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会で、以下の対応を行います。

2. 概要

1)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫での対応

今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応すること、また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業の負担軽減を行います。

2)信用保証協会での対応

今般の地震災害等の影響での既存債務の負担軽減のため、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化、返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等被災した中小企業の負担軽減を行います。

上記措置により、中小企業者の既往債務等の負担の軽減を行い、被災直後の中小企業者の皆様が、災害の処理や生活の立ち上げに注力していただけるような環境整備を行います。

(補足)
なお、東北地方太平洋沖地震にかかる被災中小企業対策として、3月11日の「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う初動の被災中小企業者対策」(No. 1)、3月13日付けの「東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について」(No. 2)を実施しており、今回の措置は第3番目となります。

【関連リンク】

東北地方太平洋地震中小企業対策(No. 1、2)
「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について」

(本発表資料のお問い合わせ先)
中小企業庁 金融課長 濱野 幸一
担当者: 大貫、福山、呉村
電　話:03-3501-1511(内線5271～5275)
:03-3501-2876(直通)

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣（金融） 自見　庄三郎
日本銀行総裁　　白川　方明

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1．金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

(1)　預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

(2)　届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

(3)　事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。

また、これを担保とする貸付にも応ずること。

(4)　今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

(5)　災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

(6)　汚れた紙幣の引換えに応ずること。

(7)　国債を紛失した場合の相談に応ずること。

(8)　災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(9)　休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(10)　（1）～（9）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

(11)　営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2．証券会社への要請

(1)　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。

(3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。

(4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(5) その他、顧客への対応について十分配意すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

(1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

(1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
電話 03－3506－6000(内3380、2688)
日本銀行本店
電話 03－3277－2369

以上

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2011 金融庁 All Rights Reserved.

【東日本大震災で被害を受けられた皆様へ】

『直接融資』

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
（旧「住宅金融公庫」）

住宅金融支援機構から住宅ローンをお借り入れの皆様へ

～返済方法変更（災害特例）のご案内～

このたびの「東日本大震災」により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

住宅金融支援機構では、このたびの災害により被害を受けられた、機構（公庫）融資ご返済中の皆様に次のように対応いたしますので、ご相談ください。

（なお、【フラット35】をお借り入れの方は、『【フラット35】』用のチラシをご覧ください。）

1．返済方法の変更について

今回の災害により被害を受けられたお客様には、被災の程度に応じ、次のような返済方法の変更のメニューをご用意しておりますので、ご返済中の金融機関を通してご申請ください。

（1）変更内容

ア　返済金の払込みの据置（1～3年）

●据置期間中は、元金・利息のご返済は必要ありません。

●ただし、据置期間終了後、据置期間中の利息を通常の元金・利息に加えてご返済いただきます。

イ　据置期間中の利率の引下げ

●据置期間中は、現在適用されている金利を0.5～1.5%引き下げた金利となります。

ウ　返済期間の延長（1～3年）

●据置期間分だけ返済期間を延長します。

なお、据置期間を設けず返済期間だけを延長することもできます。

（参考）　被災の程度（り災割合）により返済方法の変更内容は、次のとおりとなります。

（メニュー）／（り災割合）	払込みの据置・返済期間の延長	据置期間中の利率の引下げ幅
30%未満	1年	0.5%
30%以上 60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

※「り災割合」は、次の計算式により算出します。

$$\text{り災割合} = \frac{\text{災害発生の日前1年以内の収入額} - \text{災害発生の日以後1年間における収入予定額} + \text{融資住宅等の復旧に要する自己資金} + \text{災害による負傷又は疾病の治療費}}{\text{災害発生の日前1年以内の収入額}} \times 100$$

（平成23年4月1日現在）

（裏面へ）

(2) 対象者

次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、被災後の収入月額(注)が「変更前の毎月の返済金の4倍」以下または「世帯人員×60,000円」以下となる見込みの方

ア 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方

イ 債務者ご本人またはご家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方

ウ 事業資産または勤務先が損害を受けたため著しく収入が減少した方

(注)被災後の収入月額は、次を目安にしてください。

[被災後1年間の収入予定額－(融資住宅等の復旧に要する自己資金＋災害による負傷又は疾病の治療費)]×1／12

(3) お申込先と必要書類

「返済方法変更申請書」をご返済中の金融機関に提出してください。審査ののち、結果をお知らせします。

書式は金融機関窓口や住宅金融支援機構支店にございます。

なお、「前年の収入証明書」や「り災証明書」などが必要となります。お申込み時点で提出できないときは、後日提出してください。

2. 機構団信特約制度について

○ 機構団信特約制度に加入されている方がこのたびの災害により死亡・高度障害状態になられた場合、所定のお手続をしていただくことにより、生命保険会社から支払われる保険金によって住宅ローンの残債務が完済されます。

○ 災害が原因で機構団信特約制度の特約料の支払いが一時的に困難となったお客様に対し、ご本人からのお申し出により払込期限の猶予または払込済特約料の一時返戻の措置を実施いたします。

詳しくは、ご返済中の金融機関窓口までご連絡ください。

(平成23年4月1日現在)

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２３年４月１日

中小企業に対するリースの支払猶予について

経済産業省は、中小企業の資金繰りが厳しい状況にあること及び中小企業金融円滑化法の期限が１年延長されたことに伴い、リース事業者に対して、引き続き、中小企業に対するリースの支払猶予について柔軟かつ適切な対応を要請することとしました。

１．我が国経済の先行きの不透明感の強まりや東北地方太平洋沖地震の影響もあり、中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状況にあります。こうした状況を受け、３月３１日、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第８号）」が公布され、中小企業金融円滑化法の期限が平成２３年３月３１日から平成２４年３月３１日へ延長されることとなりました。

２．これを踏まえ、経済産業省は、リース会社に対して、引き続き、中小企業からリースに関する支払猶予や契約期間延長等の申込みがあった場合には柔軟かつ適切な対応を行うよう、改めて要請することとしました。具体的には、社団法人リース事業協会に対し、所属するリース会社に要請を周知徹底することを求めることとしました。

（本発表資料のお問い合わせ先）
商務流通グループ　取引信用課長　秋庭
担当者：　伊藤、木村、和仁
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線　４１９１～４）
０３－３５０１－２３０２（直通）

東北地方太平洋沖地震に伴う建設業許可・経営事項審査の有効期間の取り扱いについて

平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成２３年政令第１９号）により、東北地方太平洋沖地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号）が適用され、建設業許可等の有効期間が延長されることとなりました。

詳細については、下記のとおりです。

１　対象者

特定被災地域内（平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域）に主たる営業所を有する業者

千葉県内においては（６市、１町、１区）

旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

２　建設業許可等の有効期限の延長について

下記の許可等を受けた方のうち、平成２３年３月１１日以降に有効期間が満了するものについては、当該許可等の有効期間が平成２３年８月３１日まで延長されます。

本来の有効期間内に更新の手続きを行うことができない方については、延長後の有効期間が切れないように更新の手続きを行ってください。

・　建設業許可
・　経営事項審査

３　変更届出書等の提出期限の延長について

下記の許可に係る届出（変更の届出を含む。）のうち、平成２３年３月１１日以降に提出期限を迎えるものについては、当該届出の提出期限が平成２３年６月３０日まで延長されます。

なお、法定の提出期限内に届出が可能な方については、従来どおり期限内の提出をお願いいたします。

・　建設業許可

国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000043.html
災害救助法適用地域（千葉県内）：http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/230324.html

４、中小企業向け融資・資金繰り支援制度を活用しましょう。

国は資金繰り支援の相談窓口を設けるとともに、災害復旧貸付の金利引き下げ（日本公庫・沖縄公庫）、災害関係保証の発動等を行いました。

また、自治体でも被害救済のための制度融資の拡充、創設に取り組んでいます。直接被害だけではなく、取引先が被災した間接被害も対象にしたものや売上減少等も対象に拡充されているものもあります。制度融資の改善にも取り組みましょう。（108 頁参照）

※全国の中小企業者が対象です。

セーフティネット保証（５号） （81 頁参照）

業況が悪化している事業者を対象に、一般保証と別枠で無担保８千万円、最大で２億８千万円まで１００％保証。対象を中分類 82 業種に拡大（９月末まで）。

セーフティネット貸付（日本公庫・沖縄公庫） （80 頁参照）

業況が悪化している事業者を対象に、最大で７億２千万円まで。

※災害による被害をうけた中小企業者が対象です。

災害関係保証の発動 （79 頁参照）

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証。資金使途は事業再建資金、１００％保証。無担保８千万円、最大で２億８千万円。

「災害復旧貸付」の実施と金利引下げ（日本公庫・沖縄公庫） （78 頁参照）

直接被害、間接被害を対象に、1.５億円まで。運転資金、設備資金とも 10 年以内（据置期間２年以内）。貸付額のうち１千万円を上限に０.０９％金利引下げ。

※災害による被害をうけ、特定の制度を利用している事業者が対象です。

小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

「小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度」を利用している中小企業者：既往貸付金の償還期間を２年延長（７年以内→９年以内）。

小規模企業共済に係る救済措置と「災害時貸付」の拡充

「小規模企業共済契約者」に対し、中小企業基盤整備機構は以下の措置を行います。①原則として即日で低利で融資を行う「災害時貸付」の適用、貸付金利を無利子、（間接被害は０．９％）、限度額を２千万円に引き上げ、償還期間の１年延長（据置期間１年）、②共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、③共済金支払いの迅速化等。

中小企業倒産防止共済に係る救済措置

「中小企業倒産防止共済契約者等」に対し、中小企業基盤整備機構は、①共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払いの猶予、②共済金支払いの迅速化等を実施。

中小企業を応援します
最新の施策・情報をお届けします
http://www.chusho.meti.go.jp/

中小企業庁

中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック

Ver.01

東北地方太平洋沖地震による災害の影響で、事業所、工場等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた事業者に加えて、間接的に被害を受けた事業者についても、ご利用できる制度があります。

■ 東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策

災害からの復旧に立ち上がる中小企業者を応援します！

まずは被災中小企業の皆様が、被災現場の復旧作業や被災後の事業の立ち上げに注力していただけるような環境整備に万全を期します。
支援策の具体的内容は、各ページをご覧ください。
※今後、施策内容の追加等の可能性もございますので、最新の施策内容については、各制度の窓口（6ページ参照）にご確認ください。

■ 平成23年度の資金繰り支援策

セーフティネット対策、小規模企業や創業を支援する制度等により、資金繰りを応援します。

■ 1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施します。

「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用下さい！

0570-064-350 （土日・祝日を含む9:00～17:30）

平成23年3月28日
中小企業庁

＜目　次＞

■ 東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策

（災害による被害の有無）

	直接的に被害を受けた方	間接的に被害を受けた方	ページ
①特別相談窓口の設置	○	○	1
②被災中小企業者の既往債務の負担軽減	○	○	1
③災害復旧貸付、危機対応業務	○	○	2
④災害関係保証	○	―	3

■ 平成２３年度の資金繰り支援策

（災害による被害の有無）

	被害を受けていない方	直接的に被害を受けた方	間接的に被害を受けた方	ページ
⑤セーフティネット貸付、危機対応業務	○	○	○	4
⑥セーフティネット保証（5号）	○	○	○	5
その他の資金繰り支援の疑問についてお答えします（Q&A）	○	個別にご相談下さい		6

■ 資金繰り支援のご相談窓口……６ページ

■東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策

1. 特別相談窓口・中小企業電話相談ナビダイヤルの設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会（公的金融機関）、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局等に「特別相談窓口」を設置しています。

また、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施します。（土日・祝日を含む。）

0570－064－350（9:00～17:30）

（最寄りの経済産業局等の中小企業課につながります。）

相談内容が具体的な融資や保証の場合は、公的金融機関にご相談下さい。（→6ページ参照）

※今後、施策内容の追加等の可能性もございますので、最新の施策内容については、各制度の窓口に御確認下さい。

2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減（日本公庫・商工中金・保証協会）

東北地方太平洋沖地震による被災中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、返済猶予など既往債務の条件変更に柔軟に対応します。この点は、民間金融機関に対しては、金融庁・日本銀行から3月11日に要請済み、公的金融機関に対しては経済産業省から3月14日に要請済みです。

また、日本公庫・商工中金においては、被災後、返済期日が到来していても、返済猶予の申込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申込みをした場合でも、遡及して返済猶予に対応します。

さらに、被災中小企業者の実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

3. 災害復旧貸付（日本公庫・沖縄公庫）・危機対応業務（商工中金） ＜直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象＞

1. 制度概要

長期・低利の資金（設備資金、運転資金）を融資するものです。東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者がご利用になれます。

2. 制度内容

①貸付限度額：日本公庫　中小事業　1．5億円、国民事業　3千万円
（いずれも別枠）
商工中金　1．5億円（別枠）

②貸付利率（※）：日本公庫　中小事業　1．75%、国民事業　2．25%
商工中金　1．75%

（※）貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在）。
利率は返済期間等の事情により変動。

3. 特別措置の対象者

以下に該当する中小企業者等については、金利の特別措置（上記貸付利率▲0．9%）が受けられます。（貸付後3年間、借入額のうち1千万円が上限。）

○直接被害を受けた方：事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方（※1）

○間接被害を受けた方：被災事業者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方（※2）

※1．事後（融資実行後を含む）の提出でも可能ですが、原則として、市区町村等からの罹災証明書が必要です（写しで可）。

※2．直接の被害を受けた事業者（取引先）の罹災証明の写しが必要になります（罹災証明書の写しの入手が困難な場合、事後の提出を前提に申し込むことができます。写しの提出が困難な事情がございましたらお申し込み先にご相談ください。）。
直接の被害を受けた事業者との取引依存度が2割以上の中小企業者等であって、①借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して4割以上減少すると見込まれる又は②借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して3割以上減少した方が対象です。
被害証明申請書に必要事項を記載の上、お申し込み先にご提出ください。

4. お申し込み先

日本公庫（沖縄県内では沖縄公庫の支店）又は商工中金の支店にお申し込み下さい。（→6ページ参照）

（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

4. 災害関係保証 （保証協会） ＜直接被害を受けた方が対象＞

1. 制度概要

金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、保証協会が保証します。
東北地方太平洋沖地震による災害により直接的に被害を受けた中小企業者がご利用になれます。

2. 制度内容

①保証限度　無担保8千万円、最大2億8千万円
・一般保証と別枠。セーフティネット保証（5ページ参照）と同枠。
・融資額の全額を保証。
・8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。
②保証料率　各協会所定のため、各協会にお問い合わせください。
③資金用途　事業再建資金
④保証期間　個別に各保証協会とご相談ください。
⑤保証人　　原則不要（代表者保証は必要。）

3. 本制度の対象者

当該災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者がご利用になれます。

原則として、被害を受けた事業所の所在地の市区町村等からの罹災証明書が必要です（写しで可）。

ただし、災害救助法適用地域（厚生労働省ホームページ参照）においては、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込み時点で、市区町村等の罹災証明書の入手が困難な場合については、事後（保証申込や融資実行後を含む）に提出頂いて差し支えありません。

なお、上記の中小企業者であれば、被災した地域以外の保証協会でも利用可能です。

4. お問い合わせ先

信用保証協会にお問い合せ下さい。（→6ページ参照）

（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

■平成23年度の資金繰り支援策

5. セーフティネット貸付（日本公庫・沖縄公庫）・危機対応業務（商工中金）＜直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象＞

1. 対象者

社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している事業者等

※以下のいずれかの要件を満たし、かつ、「中長期的にみて業況が回復し、発展することが見込まれる」必要があります。

イ）最近の決算期における売上高が前期若しくは前々期に比して10%以上減少していること、又は最近3か月間の売上高が前年同期若しくは前々年同期を下回り、かつ今後も売上減少が見込まれること

ロ）最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期又は前々期に比し悪化していること

ハ）最近の取引条件が回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等により悪化していること

ニ）社会的な要因（災害、事故、大型倒産、風評被害等）による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしていること又はきたすおそれのあること

等

2. 制度内容

※　以下の①・②の措置については、更なる緩和措置が適用される場合がありますので、日本公庫（沖縄県内では沖縄公庫）にお問い合わせ下さい。

①貸付限度額：

中小事業　7億2千万円、国民事業　一般貸付とは別枠で4，800万円

商工中金　7億2千万円

②貸付利率：基準金利（5年以内（平成23年3月12日現在））

中小事業　1．75%、国民事業　2．25%、商工中金　1．75%

※1：特に業況が悪化している等の条件に合致する中小企業者に対しては、最大で0．5%の金利引下げ措置あり（日本公庫・沖縄公庫）

※2：ただし、貸付利率が3．0%を超える場合には、金利減免措置あり（中小事業）

③貸付期間：

運転資金8年以内（据置期間3年以内）

設備資金15年以内（据置期間3年以内）

3. お申し込み先

日本公庫（沖縄県内では沖縄公庫の支店）又は商工中金の支店にお申し込み下さい。（→6ページ参照）

（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

6. セーフティネット保証（5号）
＜直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象＞

1. 制度概要
①対象者

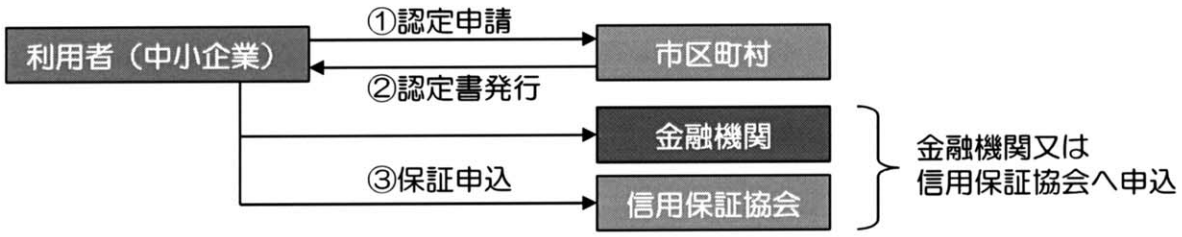
指定された業種（※1）に属し、売上高の減少等（※2）について、市区町村の認定を受けた中小企業が対象です。

※1：平成23年4月1日～9月30日については原則全業種である82業種が対象（農林水産業、金融業等は対象外）
※2：基準（平成23年4月1日～9月30日については、以下イ）～ハ）のいずれかを満たす必要があります）
イ）最近3か月の売上高等が前年同期比5％以上減少
ロ）製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
ハ）東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれること

②保証限度　無担保8千万円、最大2億8千万円
・一般保証と別枠。災害関係保証（3ページ参照）と同枠。
・融資額の全額を保証。

③保証料率、保証期間　各信用保証協会にお問い合せ下さい。

2. お申し込み手続の流れ
①利用者の本店（個人事業主は主たる事業所）所在地の市区町村の商工担当の窓口に認定申請（その事実を証明する書面等があれば添付）し、②認定書の発行を受け、③認定書を持参して、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込む必要があります。



3. お問い合わせ先
信用保証協会にお問い合せ下さい。（→6ページ参照）

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

その他の資金繰り支援の疑問についてお答えします

Q1.業況が厳しいので今借りている資金の月々の返済を減らしたいのですが...
A1.日本公庫、沖縄公庫、商工中金、信用保証協会では借り入れをされている方からの「貸付条件の変更」や「借換え」などのご相談に積極的に応じています。まずはこれらの機関にご相談下さい。

Q2.うちのような従業員も20人以下の小規模な会社に有利な制度があるって本当？
A2.【保証】市区町村の認定手続が不要な「小規模企業向けの小口保証制度」（100%保証）があります。従業員20人（商業又はサービス業は5人）以下の小規模企業の方は、保証協会の利用残高が1250万円まで利用できます。
【融資】商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模企業の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用頂ける「マル経融資制度」があります。

Q3.創業したいと思っていますが、融資が受けられなくて...
A3.【保証】これから創業する方や創業から5年未満の方を対象とした「創業保証制度」（100%保証）を用意しています。
【融資】日本公庫、沖縄公庫では、これから創業する方や創業後税務申告を2期終えていない方を対象に無担保・無保証人の「新創業融資制度」を用意しています。

Q4.他に資金繰り支援策って無いの？
A4.以下のような制度があります。
【保証】金融機関からの借入額の80%まで保証する制度（保証協会）
【融資】海外展開を行う中小企業の方を対象とする制度（日本公庫）

資金繰り支援のご相談窓口

保　証

協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-5554
青森県信用保証協会	017-723-1354
岩手県信用保証協会	019-654-1505
宮城県信用保証協会	022-225-5230
秋田県信用保証協会	018-863-9011
山形県信用保証協会	023-647-2247
福島県信用保証協会	024-526-1530
茨城県信用保証協会	029-224-7811
栃木県信用保証協会	028-635-2121
群馬県信用保証協会	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	048-647-4711
千葉県信用保証協会	043-221-8181
東京信用保証協会	03-3272-2251
神奈川県信用保証協会	045-681-7172
横浜市信用保証協会	045-662-6621
川崎市信用保証協会	044-211-0503
新潟県信用保証協会	025-267-1311
山梨県信用保証協会	055-235-9700
長野県信用保証協会	026-234-7288
静岡県信用保証協会	054-252-2120
愛知県信用保証協会	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	058-267-4553
三重県信用保証協会	059-229-6021
富山県信用保証協会	076-423-3171

協会名	電話番号
石川県信用保証協会	076-222-1511
福井県信用保証協会	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	077-511-1300
京都信用保証協会	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121
大阪市信用保証協会	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	078-393-3900
奈良県信用保証協会	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
島根県信用保証協会	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	086-243-1121
広島県信用保証協会	082-228-5500
山口県信用保証協会	083-921-3090
香川県信用保証協会	087-851-0061
徳島県信用保証協会	088-622-0217
高知県信用保証協会	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	089-931-2111
福岡県信用保証協会	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
長崎県信用保証協会	095-822-9171
熊本県信用保証協会	096-375-2000
大分県信用保証協会	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
沖縄県信用保証協会	098-863-5302

融　資

㈱日本政策金融公庫
0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
098-941-1795
㈱商工組合中央金庫
0120-079-366

ナビダイヤル

中小企業電話相談ナビダイヤル
0570-064-350（9:00～17:30）
最寄りの経済産業局等の
中小企業課につながります。

リサイクル適性Ⓐ

事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援。
（都道府県が事業費の３／４を補助する場合、国はその経費の２／３を補助）。

※理美容・クリーニング等の生活衛生関係営業者の方の融資についても、相談窓口の設置や日本公庫の金利引き下げ等が行なわれています。

厚生労働省「被害をうけた生活衛生関係営業者等への対策について」（３月 13日）
（85 頁参照）

５、商店街の機能回復にむけた取り組みを国が支援する事業があります。

地域のコミュニティ機能を回復させるため、商店街の地震や津波による被害施設の補修や障害物除去のための費用を補助します。1 件あたり上限 500 万円（86 頁参照）。

６、仕事確保について

政府は、被災地域の中小企業者への官公需発注について配慮するよう文書を出しています。また、国土交通省は公共工事の支払いに関して柔軟に対応するよう求めています。

○中小企業庁関係　（88 頁参照）

中小企業庁は３月25日、各府省等中小企業官公需担当官宛、東北地方太平洋沖地震を受けた中小企業者に関して、以下の通り中小企業者に対する配慮を要請いたしました。

① 官公需相談窓口の充実等により、今回の災害の影響を受けた中小企業者の官公需に関する相談にきめ細やかに対応するとともに、被災地域の中小企業者向けの発注情報を積極的に提供すること。
② 今回の災害の影響により、平成２２年度内の履行が困難となった中小企業者との契約については、繰越等の措置を必要に応じて講じること。

また、各都道府県知事、人口１０万人以上の市及び特別区の長に対して、以下のとおり中小企業者に対する配慮を要請いたしました。

① 契約担当窓口の充実等により、中小企業者の官公需に関する相談にきめ細やかに対応するとともに、今回の災害の影響を受けた中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めること。
② 国においては、今回の災害の影響により、平成２２年度内の履行が困難となった契約については、繰越事務の簡素化等の弾力的措置を講じているところであるが、地方公共団体においても、中小企業者との同様の契約案件については、国の取扱を参考とすること。

○国土交通省関係　（90頁参照）

国土交通省は、「東北地方太平洋沖地震により、直轄工事・業務においては、迅速な出来高の確認、柔軟な資金繰りの支援、被害の甚大な地域への緊急的な対応等、大胆かつ迅速な災害応急対策を行うことが必要」となっていることから、３月１５日から３月１８日にわたり、地方整備局等に対して以下の連絡をしています。

「東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて」（3 月 25 日事務連絡）

東北地方太平洋沖地震により被災した施工中の直轄工事・業務（営繕工事、港湾工事及び空港工事を除く）については、出来高に対する支払い、不可抗力による損害の確認・支払い、及び災害復旧事業等に関する手続について、受注者から提出される工事出来形内訳書と工事履行報告書で確認するなどとするとともに、「東北地方太平洋沖地震による被災という特殊なものであることから、出来高等の確認や支払いにおいて疑義などが生じた場合、本省と必要に応じ相談等を行い円滑な執行に努められたい。

「東北地方太平洋沖地震に伴う緊急復旧事業の前金払の取り扱いについて」

（3 月 16 日事務連絡）

被災地域においては迅速な緊急復旧事業の実施が求められていることから、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるようにすること、事務処理の迅速化・弾力化についても要請。

※国土交通省「住宅関連資材の不足への対応について」（3 月 18 日通知）（88 頁参照）

「適切な発注、過剰な在庫の保有の抑制について」通知するとともに買占め便乗値上げなどは見つかれば行政指導するとしています。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

平成２３年３月１３日
照会先：健康局生活衛生課
課長補佐　　新津（内線２４３１）
管理係長　　内藤（内線２４３４）
（代表）０３－５２５３－１１１１
（夜間）０３－３５９５－２３０１

平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた生活衛生関係営業者等への対策について

上記災害の発生に伴う初動の被災生活衛生関係営業者等対策として、特別相談窓口の設置等を平成２３年３月１１日に行っています。また、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されたことを受け、被害を受けた生活衛生関係営業者等の対策として、株式会社日本政策金融公庫における災害貸付の金利引き下げの措置を講ずることとしました。

○特災貸付の概要

被害を受けた生活衛生関係営業者等に対して、日本政策金融公庫の災害融資について、特段の措置として、０．９%の金利引き下げを行います。

・貸付対象者：生活衛生関係営業者等（営業者、組合等）
・資 金 使 途：設備資金
・貸付限度額：全機関を通じ１貸付先当たり融資額のうち１，０００万円（組合等は３，０００万円）まで
・貸 付 期 間：各貸付制度に定められた貸付期間
・据 置 期 間：原則２年以内
・貸 付 利 率：貸付日から当初３年間の貸付利率については、基準利率からマイナス０．９%

※参考　基準利率（貸付期間５年以内）の場合
２　２５%（平成２３年３月９日現在）－０　９%＝１　３５%等

・取 扱 期 間：平成２３年３月１１日から平成２３年９月１１日まで

○相談窓口のご案内

相談時間	平日	土日祝日
	９時から１９時	９時から１７時
フリーダイヤル	TEL 0120-154-505	TEL 0120-220-353

平成２３年３月２３日

中小企業庁

商店街振興実践事業（災害復旧事業）の実施について

東北地方太平洋沖地震の被災地におけるコミュニティを早期に復旧させるため、地域コミュニティの中心である商店街の機能回復に向けた取組を支援する事業を実施します。

１．被災地における復旧を一日も早く軌道に乗せていく上で、地域のコミュニティの再生を図ることが重要です。特に、深刻な被害を受けた太平洋岸の被災地のように、県庁所在地から離れた市町村においては、地域コミュニティ再生の重要性が高いといえます。

２．商店街は単に地域商業の担い手のみならず、地域コミュニティの担い手としての機能を果たしています。このため、被災した商店街の復旧を支援することにより地域コミュニティが再生し、さらに、地域コミュニティ間の連携を通じて隣接する地域コミュニティが再生するという連鎖を促進することが重要です。

３．このため、地域コミュニティの中心である被災商店街の機能回復に向けた取組を支援する「商店街振興実践事業（災害復旧事業）」を既存予算を活用して、３月２５日から事業を開始します（詳細は別紙参照）。

４．この制度を積極的に活用して、一つでも多くの被災地の地域コミュニティの再生が早期に進むことを期待しています。

（本発表資料のお問い合わせ先）
中小企業庁　経営支援部　商業課長　藤野 琢巳
担当者：　岡本、和田、比嘉
電　話：03-3501-1511（内線　5361～6）
03-3501-1929（直通）

商店街振興実践事業（災害復旧事業）

４．０億円（既存予算を活用。需要に応じ増額の可能性あり）

中小企業庁　商業課
０３－３５０１－１９２９

事業の内容

事業の概要・目的

○被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域のコミュニティの機能を回復させることが重要。
このため、コミュニティの重要な担い手である商店街について、地震や津波により被害が生じた施設の補修や障害物除去に要する費用を補助する事業を、既存の予算措置を活用して実施。
（１件あたり 上限５００万円、下限３０万円）

条件（対象者、対象行為、補助率等）

商店街振興実践事業（災害復旧事業）

補助（定額）　補助（定額）　〔補助対象者〕

国 → 全国商店街振興組合連合会 → 商店街振興組合等（任意の商店街含む）

※事業実施期間　３月２５日～本年度内

事業イメージ



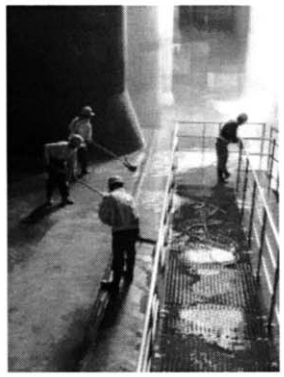
全国商店街振興組合連合会

商店街振興実践事業（災害復旧事業）



商店街振興組合等（任意の商店街含む）

障害物除去（津波による泥等）



既存設備の一部補修（アーケードや街路灯等）





※詳しい手続等は全国商店街振興組合連合会ＨＰ参照。（ http://www.syoutengai.or.jp/saigaifukkyu/index.html ）

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２３年３月２５日

中小企業庁

東北地方太平洋沖地震の影響を受けた中小企業者に対する官公需における受注機会の増大等について

中小企業庁は、東北地方太平洋沖地震の影響を受けた中小企業者に関して、官公需における一層の受注機会の増大等を図るため、以下にある措置を講じるよう、各府省等、各都道府県知事、人口１０万人以上の市の長及び特別区の長に対し、本日付で要請いたしました。

１．中小企業庁は、各府省、衆議院、参議院及び会計検査院に対して、以下のとおり中小企業者に対する配慮を要請いたしました。

① 官公需相談窓口の充実等により、今回の災害の影響を受けた中小企業者の官公需に関する相談にきめ細やかに対応するとともに、被災地域の中小企業者向けの発注情報を積極的に提供すること。

② 今回の災害の影響により、平成２２年度内の履行が困難となった中小企業者との契約については、繰越等の措置を必要に応じて講じること。

２．また、各都道府県知事、人口１０万人以上の市及び特別区の長に対して、以下のとおり中小企業者に対する配慮を要請いたしました。

① 契約担当窓口の充実等により、中小企業者の官公需に関する相談にきめ細やかに対応するとともに、今回の災害の影響を受けた中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めること。

② 国においては、今回の災害の影響により、平成２２年度内の履行が困難となった契約については、繰越事務の簡素化等の弾力的措置を講じているところであるが、地方公共団体においても、中小企業者との同様の契約案件については、国の取扱を参考とすること。

（参考資料）

・ 東北地方太平洋沖地震の影響を受けた中小企業者に対する官公需における配慮について

（本発表資料のお問い合わせ先）
中小企業庁 事業環境部 取引課長　十時　憲司
担当者：　庭山、野沢
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線　５２９１～７）
０３－３５０１－１６６９（直通）

事　務　連　絡
平成２３年３月１５日

各地方整備局総務部　　契約管理官　殿
企画部　　総括工事検査官　殿
工事品質調整官　殿
北海道開発局事業振興部
工事管理課　工事評価管理官　殿
工事契約管理官　殿
沖縄総合事務局開発建設部
主任工事検査官　殿

大臣官房地方課
公共工事契約指導室長
大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
北海道局予算課
経理指導官

東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における
出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した施工中の直轄工事・業務（営繕工事、港湾工事及び空港工事を除く）については、出来高に対する支払い、不可抗力による損害の確認・支払い、及び災害復旧事業等に関する手続が必要である。

これらの対応を行うには、被災前の出来高等の確認が必要であるため、出来高等の確認及び支払いについては以下のように取り扱うこととする。

なお、本取り扱いは東北地方太平洋沖地震による被災という特殊なものであることから、出来高等の確認や支払いにおいて疑義などが生じた場合、本省と必要に応じ相談等を行い円滑な執行に努められたい。

記

１．被災前の出来高の確認

東北地方太平洋沖地震による被災前の工事の出来高の確認については、受注者から提出される被災前の工事出来形内訳書と実施工程表付き工事履行報告書により確認できることとする。

また、被災前の業務の出来高の確認については、業務計画書・履行状況等

の資料により確認できることとする。

２．不可抗力による損害の確認

工事請負契約書の第２９条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、施工計画書・実施工程表・損害の状況写真により確認できることとする。

業務においても、土木設計業務等委託契約書の第２９条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、業務計画書・履行状況等の資料により確認できることとする。

３．被災した工事等に係わる本年度の支払いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した工事、被災は受けなかったが地震により受注者が影響を受けたため年度内に完成する見込みがなくなった工事に係る本年度の支払い方法は、以下を基本とし、１）については発注者と受注者とが協議により決定することとする。

１）年度内に完成する見込みがなくなった工事

① 本年度の出来高分については本年度において支払い、残りを繰り越す場合

・東北地方太平洋沖地震により、年度内に完成する見込みがなくなった工事のうち、中間前金払以外（前金払又は出来高部分払方式）の工事ついては、発注者と受注者とが協議により、部分払の回数を変更し、上記１及び２と品質が確認できる既存資料等に基づいて支払いを行うとともに、残りについては翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。

・中間前金払の工事については、「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和４８年３月２２日付け建設省会発第１２７９号）による支払いを行うこととする。

・国債工事についても上記と同様に取り扱うこととする。

② 発注者と受注者とが協議により全てを繰り越す場合

・翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。

２）年度内に完成する工事

東北地方太平洋沖地震により被災したが年度内に完成する工事については、工事請負契約書第３２条による支払いを行うこととする。

国総建第３０４号
平成２３年３月１６日

各都道府県主管部局長　殿
各政令指定都市主管部局長　殿

国土交通省総合政策局建設業課長

東北地方太平洋沖地震に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、当面の災害応急対策を優先的かつ円滑に行うことが必要となっています。また、工事を施工できなくなるなどの事態も発生しています。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

１．工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第２０条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

建設会社による災害応急復旧の円滑化について

「東北地方太平洋沖地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について」
平成23年3月16日（国土交通省建設業課長から都道府県主管部局長あて要請）

建設会社が当面の災害応急復旧に全力を尽くせるようにする必要

→ 現在、施工中の公共工事については、必要に応じ、一旦中止の指示をするよう公共発注者に要請

（被災工事の一時中止の的確な指示についても要請）

→ 各地からの応援も可能に

（注）施工会社が緊急復旧等の調査・計画検討・工事等を行う必要がある場合

災害応急復旧にあたる建設会社の資金繰りを確保する必要

→ 請負契約書の取交し未了で、概算の見積額であっても前金払を行うよう関係の公共発注者に要請

（保証事業会社にも事務処理の迅速化・弾力化を要請）

→ 応援に行った建設会社が資金に困らず活動可能に

２２林政産第１２７号
平成23・03・18製局第1号
国住生第６５１号
環廃対発第110318001号
平成２３年３月１８日

関係団体の長　宛て

林　野　庁　長　官

経済産業省製造産業局長

国土交通省住宅局長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

東北地方太平洋沖地震に伴う住宅関連資材の不足への対応について（通知）

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、一部の住宅関連資材の工場が被害を受けていることや、応急仮設住宅の迅速かつ大量の供給が必要であること等から、今後、住宅関連資材の供給不足が予想されます。

つきましては、応急仮設住宅の迅速かつ大量な供給及び被災住宅の補修を円滑に進めるため、住宅関連資材や建設機械、労働力等の適切な確保等について、関係団体の全面的な協力、特段のご配慮をお願いいたします。

併せて、実需に基づく適切な発注、過剰な在庫の保有の抑制についても、ご協力をお願いいたします。

また、会員各位へもこの旨周知のほど、併せてお願い申し上げます。

事　務　連　絡
平成２３年３月１６日

各地方整備局　総務部　契約管理官　殿
企画部　技術調整管理官　殿
北海道開発局　事業振興部
工事管理課　工事契約管理官　殿
技術管理課長　殿
沖縄総合事務局　開発建設部
技術管理課長　殿

大臣官房　地方課
公共工事契約担当室長
大臣官房　技術調査課
建設システム管理企画室長
北海道局予算課　経理指導官

東北地方太平洋沖地震に伴う緊急復旧事業の前金払の取り扱いについて

３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、甚大な被害を受けたことから、被災地域においては迅速な緊急復旧事業の実施が求められているが、緊急復旧事業を円滑に着手・実施するにあたり必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要である。

ついては、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるよう、次のとおり取り扱いを定めたので、適切に取り扱われたい。

記

○緊急復旧事業に係る前金払の推進について

従来、前払金の支払手続きは、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事請負契約書の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

しかし、前払金保証証書の原本の寄託が困難であり、又は工事請負契約書の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続きを行えるものであるので、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該業者の意向を踏まえて、積極的に活用されたい。

（１）緊急復旧事業の暫定契約書の交付

工事請負契約書の取交し前に前払金の支払手続きを行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、今般の地震被害に係る緊急復旧事業において、時間的余裕がなく、工事請負契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「緊急復旧事業の暫定契約書」（別紙１）を２部作成の上、１部を契約業者に対し交付されたい。

（２）事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなっているので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続きを行っても差し支えないものとする。

なお、業務においても上記と同様の対応とし、土木設計業務等委託契約書の取交しが後日となる場合には、別紙２を２部作成の上、１部を契約業者に対し交付されたい。

別紙－１

緊急復旧事業の暫定契約書

工事の名称	○○緊急災害工事
工事概要 （契約金額（概算）に相当する工事概要を記載すること。）	災害復旧工事 築堤工 法面工 かごマットエ 根固めブロック 撤去工
契約業者名	○○○建設　株式会社
契約業者の住所	○○県○○市○○　○番○号
契約金額（概算） （精算変更時点において、記載金額を下回らないこと）	○○,○○○,○○○ 円（税込み）
前金払の額	○○,○○○,○○○ 円（税込み）
工事場所	自）○○県○○市○○町 至）○○県○○市○○町
工事種別	一般土木
請負契約日（協議成立日）	平成２３年○月○日
工期（暫定）（自）	平成２３年○月○日
工期（暫定）（至）	平成２３年○月○日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日建設省厚契発第25号）による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者　分任支出負担行為担当官
○○河川国道事務所長　印

受注者　○○○建設　株式会社　印

別紙－２

緊急復旧事業の暫定契約書

業務の名称	○○緊急災害業務
業務概要 （契約金額（概算）に相当する業務概要を記載すること。）	災害復旧業務 ○○検討業務 ○○測量
契約業者名	○○○コンサルタント　株式会社
契約業者の住所	○○県○○市○○　○番○号
契約金額（概算） （精算変更時点において、記載金額を下回らないこと）	○○,○○○,○○○ 円（税込み）
前金払の額	○○,○○○,○○○ 円（税込み）
業務履行場所	自）○○県○○市○○町 至）○○県○○市○○町
業務種別	建設コンサルト業務及び測量業務
請負契約日（協議成立日）	平成２３年○月○日
履行期間（暫定）（自）	平成２３年○月○日
履行期間（暫定）（至）	平成２３年○月○日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約業務の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日建設省厚契発第26号）による土木設計業務等委託契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者　　分任支出負担行為担当官
○○河川国道事務所長　　印

受注者　　○○○コンサルタント　株式会社　　印

〈4〉 債務返済が困難になった場合のために

Q1. 自宅のローンが相当額残っていますが、地震で自宅が全壊してしまいました。その上、年齢のこともあり廃業することにしましたので、現在収入が全くありません。このような状態ではローンを返せません。どうしたらよいでしょうか。

A1. 借入先金融機関が救済措置を設けた場合、これを受けることも考えられますが、返済の見通しが全く立たない場合には、破産手続開始・免責許可の申立てをし、財産債務を清算することを考えるべきでしょう。

（『災害時の法律実務ハンドブック』新日本法規出版・参照）

〈解説〉

1 金融機関の救済措置

住宅ローンは、建物が全壊してしまったからといって、当然に支払義務が消滅するものではありません。

ただ、地震の規模が広範で甚大な場合には、各金融機関において、一定期間の支払猶予など救済措置を設けるものと思われます。まずは、借入先の金融機関に相談して、救済措置を受けることで返済（と同時に生活の建直し）が可能かどうか検討する必要があります。

金融庁は、平成23年（2011年）3月11日に、**「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」**を発出し、金融機関に「被災者の方々の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努められたい」「被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応を行うよう努められたい。また、**被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努められたい**」と要請しています。

しかし、地震で廃業し再建の見込みすら立たない場合には、返済を前提とした金融機関の救済措置を受けることは難しいと考えられます。

このような場合には、破産・免責手続をとって、財産・債務を清算することを考えることも必要になってきます。

2 破産・免責手続

（1） 破産手続

破産手続とは、債務者が支払能力を欠くため、期限が到来している債務を一般的継続的に弁済できなくなった場合に、債務者の財産を金銭化して各債権者にその債権額に応じて配当する裁判上の手続をいいます。ただし、最低限生活に必要な財産は保有することが許されます。

個人債務者の場合は、配当して残った債務について、債務者の経済的更生を図るため、支払を免れさせる手続があります。これを免責手続といいます。

具体的なすすめ方は、弁護士や司法書士など専門家に相談しましょう。

(2) 破産手続の流れ

個人債務者の場合、その人の住所などを管轄する地方裁判所に、破産手続開始の申立てをします（破４・５）。

破産手続開始の申立ては所定の事項を記載した申立書と債権者一覧表を提出して行います（破 20）。

申立書には、債務者の収入および支出の状況、資産および負債の状況、支払不能に至った経緯などを記載し（破規 13）、住民票の写しや資産、負債の状況を明らかにする書類を添付します（破規 14③）。

なお、被災により支払不能になった場合には、その状況を明らかにするため罹災証明書を添付します。

破産手続開始の申立てがなされ、債務者が支払不能であると認められるときは、裁判所は、破産手続開始の決定をします（破 30）。

このとき、本来であれば、破産管財人が選任され（破 31①）、債務者の資産と債務の確定、資産の換価、各債権者への配当が行われることになりますが、債務者の資産が少なく、破産手続の費用を賄えないような場合には、破産管財人は選任されず、**破産手続開始決定と同時に破産手続は終了します（破 216）。**ただ、個人債務者で資産が少ない場合でも、事業者や不動産を所有している人の場合には、比較的低額の費用で管財人が選任され、簡易化された手続で換価、配当が行われる少額管財手続がとられる場合があります。

(3) 免責手続

個人債務者については、裁判所の許可により、配当後（または手続廃止後）残った債務の支払を免れさせる免責手続があります。

個人債務者が自ら破産手続開始の申立てをしたときは、同時に免責許可の申立てもしたものとみなされます（破 248）。

免責は、債務者の経済的更生のため、債権者の損失の下に支払義務を消滅させる制度ですから、このような免責制度の趣旨にそぐわない人には免責は認められません。

支払不能に陥った理由がもっぱら地震による被災ということであれば、免責は許可されますし、万一免責不許可事由があっても、裁量免責が受けられる可能性はあります。

ただし、免責許可を受けられても、全ての債務の支払義務が免除されるわけではありません。

①税金、②破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権、③破産者が故意・重過失により加えた人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権、④扶養料や婚姻費用分担の請求権、⑤破産者の使用人の給料、⑥破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった債権、⑦罰金などは免除されません（破 253①）。

住宅ローンは非免責債権にあたりませんので、免責許可決定を得られれば、支払を免除されます。

(4) 破産の費用

破産手続開始の申立てには、裁判所に納める費用（手数料）がかかります。

管財人が選任される場合でなければ、同時廃止の場合、予納金と印紙・郵券代合わせて２万円程度で済みます。

また、破産手続開始の申立てを弁護士に依頼する場合には、上記の裁判所に納める費用の他、弁護士に支払う報酬も必要になります。同時廃止が見込まれる事案であれば通常30万円程度と思われますが。

ただ、大規模災害の被災者が破産手続開始の申立てをする場合には、弁護士によって、減額や分割払に応じてくれることもあります。

Q2. 自宅のローンとその他に借入れがあります。幸い地震で自宅が損傷するということはありませんでしたが、事業所が大きな被害を受けて当面、休業しようと思います。
さしあたり、なにかアルバイトでもあればそれをと考えていますが、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。
自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

A2. 住宅資金貸付債権に関する特則を利用して、小規模個人再生手続あるいは給与所得者等再生手続をとることを検討してみてください。

〈解説〉

1 破産手続の限界

(1) 自宅が損傷を免れた場合

地震により被災したためローンや借入れの返済が困難になった場合ですが、自宅が損傷を免れており、これを手放さないで済ませることができないかが問題となっています。

このような場合には、破産手続を選択することはできません。

なぜなら、破産手続は、債務者の財産を金銭化して、各債権者にその債権額に応じて配当する手続であり、債務者が自宅を所有している場合には、金銭化して配当するため、自宅を手放さなければならなくなるからです。

(2) 自宅を手放さずに債務を整理する方法

自宅を手放さないで債務を整理する方法としては、**各債権者と交渉して、支払方法や支払額を軽減してもらう任意整理という方法が考えられます。**

しかし、この方法は、裁判所を使わず簡易・迅速・安価に行えるなどといった利点もありますが、各債権者と個別に合意をしなければならず、債権者が合意に応じない場合には、支払方法・額の軽減という目的を達成することができないという問題点があります。

このように破産手続にも任意整理にも限界がありますので、これを補う制度として、個人債務者について、住宅を保持しつつ債務整理が可能となる小規模個人再生手続・給与所得者等再生手続という制度が設けられています。

2 小規模個人再生手続・給与所得者等再生手続

(1) 民事再生手続

破産手続開始原因となる事実が発生するおそれがある債務者などについて、債務の減免や期限の猶予などを定めた再生計画を作成し、裁判所の認可を得て、この計画に従って返済を行っていく民事再生手続という制度があります。

この民事再生手続は、中小企業や個人事業者を念頭に制度設計されていますが、個人の零細事業者やサラリーマンにも利用できるよう、小規模個人再生手続・給与所得者等再生手続という簡易化された手続も設けられています。

(2) 小規模個人再生手続

ア 手続開始要件

個人である債務者が、①将来において継続的にまたは反復して収入を得る見込みがあること、②債務総額（住宅ローン債務額や担保の実行により回収される見込額、手続開始前の罰金等を除きます。）が5,000万円を超えないものであること、③債務者が小規模個人再生手続を行うことを裁判所（個人債務者の住所などを管轄する地方裁判所。民再５）に申述することが必要です（民再221①②）。

イ 小規模個人再生手続開始の申立て

通常は、破産手続と同様、申立書を作成して資産および負債の状況や支払不能のおそれが生ずるに至った事情などを記載し（民再規12・13）、資産、負債の状況を明らかにする書類等を添付します（民再規14）。

また、申立てにあたっては、所定の事項を記載した債権者一覧表を提出しなければなりません（民再221③）。

ウ 再生計画案の決議

手続が開始されると、再生計画案を作成することになります。

再生計画案による支払方法・額の変更は、原則として全債権者について平等でなければならず、支払方法は、①３か月に１回以上支払う分割払で、②弁済期間は原則３年（特別の事情がある場合は５年）でなければなりません（民再229①②）。また、悪意の不法行為に基づく損害賠償請求権や扶養料請求権などは、当該債権者の同意がなければ支払方法・額の変更をすることができません（民再229③）。

再生計画案は**再生債権者の決議**に付されますが、計画案に反対の債権者が議決権者総数の半数未満で、かつ、その議決権額が議決権総額の２分の１を超えなければ可決されます（民再230⑥）。

エ 再生計画の認可

再生計画案が可決されたときは、裁判所は、不認可事由がなければ認可決定をします。重要なのは、**計画弁済総額が所定の最低弁済額に満たない場合、認可されないということです。**

最低弁済額は、基準債権額（債権総額から住宅ローン債権、担保により回収される債権、民事再生法84条２項の債権を除いた額）が、①100万円以下の場合はその基準債権額、②100万円超500万円以下の場合は100万円、③500万円超1,500万円以下の場合は基準債権額の20％、④1,500万円超3,000万円以下の場合は300万円、⑤3,000万円超5,000万円以下の場合は基準債権額の10％とされています（民再231②三・四）。

（3） 給与所得者等再生手続

ア 手続開始要件

小規模個人再生手続の開始要件に加え、債務者が給与またはこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であって、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるものであることが必要です（民再 239①）。申立ての方法等は、小規模個人再生手続と同様。

イ 再生計画案の決議不要

支払方法・額の変更の条件は、小規模個人再生手続と同様ですが、給与所得者等再生手続では、手続がより簡易化され、**債権者の決議は必要とされていません。**

ウ 再生計画の認可

小規模個人再生手続と同様の最低弁済額の要件が定められています。

これに加え、給与所得者等再生手続では、再生債務者は、過去２年間の平均収入額から、債務者と被扶養者の最低限度の生活を維持するために必要な１年分の費用額（政令により詳細に決められています。）を差し引いた額に２を乗じた額を弁済しなければならないという要件があり（可処分所得要件、民再 241②七）、最低弁済額と比較して多い方の額を弁済しなければなりません。

（4） 住宅資金貸付債権に関する特則

ア 住宅資金貸付債権に関する特則

民事再生法には、住宅ローン以外の債務を整理しながら住宅ローンの返済を続けることで、住宅を確保することを可能とする「住宅資金貸付債権に関する特則」が定められています（民再 196～206）。

この特則は、再生債務者が抱える住宅ローン債権のうち一定の要件を満たすものを「住宅資金貸付債権」とし、再生債務者が再生計画において「住宅資金貸付債権」について「住宅資金特別条項」を定めた場合に、住宅ローン融資時の返済計画を修正して返済を続けることを可能にするものです。

イ 住宅資金貸付債権

「住宅資金貸付債権」として、この特則が適用されるには一定の条件を満たすことが必要です。

概要は、①個人の再生債務者が所有し、②再生債務者自身が居住に使用している住宅について、③その住宅の建築・購入・改良のために必要な借入をした債権で、④分割払の定めがあり、⑤その債権について住宅に抵当権が設定されていることが必要です。

しかし、その住宅に、建築・購入・改良とは関係のない債務について抵当権が設定されている場合などには、この特則を利用することはできません。

ウ 住宅資金特別条項

この特則により、住宅ローンの返済計画を修正する住宅資金特別条項を定めることになります。ただし、**この特則は、住宅ローンの支払を猶予するものにすぎず、利息、遅延損害金を含めて、住宅ローンの支払額そのものは減免されません。**

修正の仕方は法に定められたものに限定され、例えば、将来のローンは当初の計画通り支　払い、これに加えて遅滞している元本・利息・損害金を再生計画で定める弁済期間（最大５年）内に支払うといった修正が認められます。

（５）小規模個人再生手続・給与所得者等再生手続の費用

ア　手数料

裁判所に納める手数料としては、予納金と郵券代合わせて２万円程度です。

イ　弁護士への依頼

弁護士に依頼する場合には、着手金として 30万円から 50万円程度が必要になると思われます。手続終了後の報酬は弁護士によって様々です。

Q3. 既存住宅ローンの金利の減免、支払猶予

地震で家屋が倒壊、損傷したのですが、住宅ローンが残っています。地震で収入は減り、復旧費等支出がかさむのですが、既にある住宅ローンについて、金利の減免や支払の猶予をしてもらうことはできるのですか。

A3. 法的に、当然に、金利の減免や支払猶予を受けられるわけではありません。しかし、住宅金融公庫他金融機関において、内部基準を設けて、これらの措置を講じている場合もあります。

〈解説〉

１ 既存住宅ローンの金利の減免

家屋が倒壊、損傷したとしても、法的に、当然に、住宅ローンの金利が減免されるわけではありません。ただ、金融機関によって、内部基準を設け、個別に被災者の相談に応じている場合もありますので、窓口で確認してみる必要があります。

２ 既存住宅ローンの支払猶予

家屋が倒壊、損傷したとしても、法的に、当然に、住宅ローンの支払が猶予されるわけではありません。ただ、金融機関によって、個別に被災者の相談に応じている場合があります。

３ 住宅金融支援機構の場合

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）から融資（フラット３５を含む）を受けて現在返済中の方で、平成 23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被災された方については、被災の程度等に応じて下記の返済方法の変更を行うことができますとしています。

（70 頁参照）

「Ｑ＆Ａ災害時の法律実務ハンドブック（H18年度版）」（新日本法規）のテキストデータを以下のアドレスでみることができます。
https://www.sn-hoki.co.jp/shop/zmsrc/qa50593/mokuji.htm

★子どもたちのくらし・教育――――――★

文部科学省は 3 月 14 日に「児童生徒等の就学機会の確保等について」（通知）を都道府県知事、同教育委員会等に発出。①被災児童生徒の公立学校への受入れ、②.義務教育での教科書の無償供与、③公立幼稚園、高校及び支援学校等の入学金等の免除、減額の制度を踏まえ、配慮すること、④就学援助等は可能な限り速やかに弾力的な対応を行い、奨学金等についても周知すること、⑤卒業、修了の認定等は弾力的に対処すること、⑥.補充のための授業等を配慮すること、⑦心のケアを含む健康相談等の充実―の周知を求めました。子どもたちのくらしと教育を守るための制度の概要を紹介します。

●児童扶養手当等の特別措置● 給付金

【内容】 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特別措置を講じます。特別措置を受ける場合「被災状況書」の提出が必要です。事情により申請が困難な場合、申請できる状況になってからすみやかに提出して下さい。

詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

【活用できる方】 障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

【問い合わせ先】 市町村

●教科書等の無償給与● 現物支給

【内容】 災害により害用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。

【活用できる方】 災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小額児童および中学部生徒、中京教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒を含む）が対象。

【問い合わせ先】 都道府県、災害救助法が適用された市町村

＊被災児童が転入学した場合には、通常の転入学と同じように無償供与がされます。

●私立中学校・高等学校の受け入れ制度●

【内容】 日本私立中学高等学校連合会は、被災した中学校・高等学校の生徒たちに安心した学びの場を提供するため、被災生徒の受入を決定しました。授業料を含む学費免除を前提としており、ホームステイの斡旋をはじめ、受入の時期・期間・規模等々、関係機関との調整でおこないます。

【問い合わせ先】 日本私立中学高等学校連合会（中高連ネット HP）に受け入れ校リストと詳細を掲載 http://www.chukoren.jp/

●高等学校授業料減免措置● 減免・猶予

【内容】 災害による経済的な理由によって、授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料および入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。

【活用できる方】 地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において、減免を必要とすると認める方が対象。

【問い合わせ先】都道府県、市町村、学校

＊2010 年度より、公立高等学校の授業料は無償化とされていますが、授業料以外の入学金、教科書代、修学旅行代など授業料以外の学費は有償です。

●小・中学生の就学援助措置● 給付

【内容】 災害による経済的な理由によって就学が困難児児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。

【活用できる方】要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に順ずる程度に困窮していると認めた世帯）

4. 就学援助等について（上記 3 月 14 日「通知」より）

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては，その認定及び学用品，学校給食費等の支給について，通常の手続きによることが困難と認められる場合においても，可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また，被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

【問い合わせ先】都道府県、市町村、学校

＊震災により収入が減ったときに対象となる場合もあります。自治体によって、制度内容に違いがありますので、民商に相談してください。

●奨学金制度の緊急採用● 貸与

【内容】 災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変した事により奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。

また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生・生徒で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合があります

【活用できる方】 高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の学生

【貸与始期】 第一種奨学金＝家計急変の生じた月以降で申込者が希望する月
ただし、遡るのは採用年度の4月までとします。

第二種奨学金＝採用年度の4月以降で申込者が希望する月

【貸与終期】 第一種奨学金＝原則として採用年度末まで
事由発生が平成22年5月以降の場合は、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより、さらに1年間（平成24年3月まで）延長されます。

第二種奨学金＝標準修業年限が終了するまで

【問い合わせ先】 学校の窓口。日本学生支援機構 http://www.jasso.go.jp

●奨学金の返還について● 返還減額・猶予

【内容】 災害で奨学金返済が困難になった場合、返還期限の猶予制度があります。また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった方、同地域に勤務し勤務先が被災して、同等の災害にかかった方についても、猶予できる場合があります。「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出してください。

【問い合わせ先】 日本学生支援機構 http://www.jasso.go.jp

●その他●

自治体、学校などが各種減額免除制度を設けている場合があります。

〈例〉＊保育料の減額免除制度

＊大学授業料の減額免除制度

大震災の被害のための自治体緊急融資制度の状況

（3/25現在）

都道府県	市町村	制度名	融資対象、要件の概要	取扱期間	使途	融資金額	融資期間	融資利率	担保・保証人	保証料率	特記事項
北海道		災害貸付	道内で災害によって被害を受けたもの。り災証明書が必要	3/15～	設備	8000万円	10年（据置2年）	①固定1.3～1.5②変動1.3%			道内に本店があれば、道外での被害も対象。
					運転	5000万円	7年（据置2年）				
青森		経営安定化サポート資金（災害復旧枠）	地震（津波、火災を含む）により事業用資産に被害を受けたもの。り災証明書が必要			1億円	10年（据置2年）	固定0.8%	担保：必要に応じて。保証人：法人は代表者、個人は不要	全額免除	保証料率は、県・市町村の補助により全額免除となる。
山形		経営安定資金（東北地方太平洋沖地震対応）	地震で被災した企業と取引があるなど影響受け、経営に支障をきたしているもの	3/18～9/30	運転	8000万円	7年（据置2年）	1.80%	金融機関の定めるところによる		
	鶴岡市	地震災害関連経営安定資金	地震の影響により、経営の安定に著しく支障をきたしている、または支障が出てくることが確実な中小企業者	3/23～7/31	運転	2000万円	10年（据置2年）	1.1（長プラマイナス0.5%の変動）		60%を市が補給	既存融資とは別枠。支払利子の1/2を市が補給
長野		経営健全化支援資金（災害対策）	地震による直接被害者。り災証明書が必要		運転・設備	3000万円	10年（据置1年）、建物等12年（同）	1.30%	担保：必要に応じて。保証人：法人は代表者	全額免除	保証料率は、県・市町村の補助により全額免除となる。
埼玉	さいたま市	緊急特別資金融資制度	資金調達の必要性について地震との関係が認められるもの。（申立書）	3/22～限度額に達するまで	運転	1000万円	5年（据置半年）	1.30%	担保：必要に応じて。保証人：法人は代表者、個人は不要	協会の定める保証料	業種・従業員規模などの規定あり。市制度融資利用者も利用可。
茨城		東北地方太平洋沖地震特別対策融資	影響により5%以上売上の減少したもの、見込まれる者。	3/18～	運転	8000万円	10年(据置2年)	1.2～1.5%		0.45～1.9%	保証料率のうち、5割は県負担
			り災証明書を受けたもの。		設備	8000万円	10年（据置3年）			全額補助	設備と運転の両方を利用する場合、限度額は併せて8000万円。
					運転	8000万円	10年(据置2年)				
東京	大田区	経営強化資金(震災緊急対策)	地震の被害を受け、事業所等に損害を受け、市町村からり災証明書を受けたもの。	3/24～9/30	運転	1000万円	7年（据置1年）	1.5%以下（全額利子補給）			経営強化資金のあっせん要件を改正。、「全壊」等程度の場合のみ。
	町田市	町田市中小企業融資緊急資金	建物の損壊、工期延長・営業休止などでの経営悪化	3/18～	設備・運転	500万円	5年（据置半年）	2.0%	担保：原則不要。保証人：法人は代表者		要保証

都道府県	市町村	制度名	融資対象、要件の概要	取扱期間	使途	融資金額	融資期間	融資利率	担保・保証人	保証料率	特記事項
神奈川		激甚災害特別融資	激甚災害特別融資	3/22～9/11		8000万円（無担保）	10年（据置1年）	1.8%以内	担保：必要に応じて。	1.0%	2億8000万円（有担保）まで
	川崎市	大震災対策緊急資金（経営安定資金）	取引先が罹災し、営業停止や事業の縮小等を行ったことにより、売上や利益の減少、経費の増大などの影響を受けている中小企業者	3/18～9/30	運転	500万	5年（据置半年）	1.5%以内	担保：場合により必要、保証人：法人が代表者、個人は不要	0.45～0.95%	要保証
	横浜市	経営安定資金	直接被害を受けたもの。り災証明が必要。	3/16～9/11	運転・設備	8000万円	運転7年・設備10年（据置1年）	1.9%以内		全額助成	
愛知県		経済対策特別資金（経営環境適応資金）	災害の影響（間接影響も含む）を受け、売上減少の者（直近1ヵ月の売上が2年前同月比減少）	3/17～9/30	運転・設備	1億円	設備・運転は3・5・7年、設備は10年	1.5～1.8%	無担保・無保証枠は8000万円。	0.37～1.74%	
岐阜		経済変動対策資金	①被災した県内事業者、②被災した事業者と取引のある県内事業者を追加	3/14～	運転・設備	1億円	運転7年・設備10年（据置1年）	1.40%	原則無担保、保証人は、原則、法人代表者以外は不要		要保証／①は罹災証明書、②は直近の決算書、確定申告書による確認をうける必要有
石川		緊急経営安定支援融資	①被災したもの、②被災事業者と取引があり、今後一定程度以上の売上減少が見込まれるもの	3/16～	運転	8000万円	7年（据置2年）	1.,3%			保証は任意／①罹災証明書の写し、②商工会議所・商工会の認定書を添えて申請
京都府	京都市	東北地方太平洋沖地震近畿有融資	取引先が被害に遭うなど、影響を受けた市内の中小の商工業者	4/1～		3000万円（短期）・8000万円（長期）	短期1年・長期10年	1.7%(短期)・1.8%(長期)	無担保・有担保（長期）は2億円まで		
広島		緊急対応融資	①罹災証明のあるもの、②被災地域の企業に売掛債権を有し、回収遅延などにより資金繰りに支障を生じているもの、③影響による操業停止等により売上減少	3/23～9/30	運転・設備	中小企業者4000万円、組合等8000万円	運転7年(据置1年)・設備10年（据置3年）	1.22～1.72%			要保証
香川		地震対策緊急融資	①被害を受けた企業に対する債権の回収が困難になっているもの、②影響により1カ月以上の売上高が前年同期の売上高に比して10%以上減少、減少見込、③影響により臨時的に経費が必要なもの	3/22～12/30	運転	2億円	5年（据置1年）	1.50%	担保：必要に応じて。保証人：金融機関、保証協会の定めによる	0.40～1.55%	要保証

2011年3月16日

内閣総理大臣
菅　直人　殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白2-36-13
TEL　03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東北地方太平洋沖地震にともなう国民生活への影響についての配慮ある対応を求める緊急要請書

「東北地方太平洋沖地震」による東日本の大震災は未曾有の規模・様相を呈してきています。福島原発も大量の放射性物質を撒き散らしチェルノブイリ事故のような大惨事に至る懸念さえも生じています。東京電力の「計画停電」により経済活動も国民生活も大きな影響を受けております。

原発事故対応では、正確な情報が国民に迅速に伝えられておらず、かえって不安を高めています。また東電の「計画停電」も無計画な停電が国民生活に大きな混乱をもたらしています。「ガソリンがない」「コメが手に入らない」など日常生活にも支障をきたす状況も生まれています。

被災者救援はもとより重要ですが、国民の安全確保と日常生活の維持にも配慮ある対応を政府としては、全機構をあげて講じることが求められます。

今回の大震災がこれまでの経験則が通用しない未曾有の大災害であるだけに、政府が全力をあげて、実態に即した措置を迅速・果敢にすすめていくことが必要です。

そこで、以下の点について緊急に要請するものです。

1、福島第1原発の3号機には「燃料にプルトニウム」が入っており漏れ出した場合の被害は、より深刻になることが予測される。首都圏の各所でもモニタリングポストを増やし、測定結果を知らせるとともに、正しい防御の知識・情報の伝達・普及をはかること。

また、ヨウ素など被爆防止薬の配布、被爆計測なども実施できるようにすること。

2、避難措置をとった場合の経済被害の救済については政府と東電の責任で行うこと。

3、東京電力の「計画停電」については、どの地域がいつ停電するのか、国民が予め対応を講じられるように情報伝達を余裕をもって行うよう指示すること。

また、消費量の大きな産業・経済界に削減・協力を求め市民生活には極力支障が生じないように配慮すること。

4、ガソリン、食糧など品不足が生じている生活必需品については、安定供給がはかられるよう万全を期すること。

以上

2011年3月16日

経済産業大臣
海江田　万里　殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白 2-36-13
TEL　03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東北地方太平洋沖地震にともなう被災者救援についての緊急要請書

「東北地方太平洋沖地震」による東日本の大震災は未曾有の規模・様相を呈してきています。福島原発も大量の放射性物質を撒き散らしチェルノブイリ事故のような大惨事に至る懸念さえも生じています。東京電力の「計画停電」により経済活動も国民生活も大きな影響を受けております。

被災にあった中小企業者は、家族などの安否確認や救援・支援、被災現場の処理や生活の立ち上げに追われる状況です。既往債務の返済期日が到来していても、返済する資力も余裕もありません。いま、まさに政治の責任と役割が問われています。全商連としても被災者との連絡も確保し、救援・支援を開始しつつありますが、現時点での現地からの情報に基づき、以下の緊急要望を行うものです。

今回の大震災がこれまでの経験則が通用しない未曾有の大災害であることを踏まえ、実態に即した特別の措置を迅速・果敢に講じられるよう要請するものです。

1、岩手・宮城・福島県下の被災中小企業者の債務免除を関係金融機関に要請すること。信金・信組はじめ地域金融機関にはそれが可能になるような支援を強化すること。また、金融機関等の債権者に手形決済期日の延期要請を政府として行うこと。長期無利子の被災資金の貸付を行うこと。

2、被災地域の2011年度の確定申告ならびに消費税納税については、無期限の納税猶予の措置をとること。

3、被災地域住民には当面必要な生活資金を無条件・無利子で貸付けること。

4、水、食糧、防寒具、ガソリン、灯油など生活必要物資の配給体制を強化し、被災者にいきわたるようにすること。通信インフラの復活を急ぎ、安否情報の確保はもとより通信・通話のアクセスを向上させること。また、避難所には携帯用充電器を配置すること。

5、医師はじめとする医療スタッフを緊急派遣し、すべての被災者が保険証なしでも必要な医療を無料で受けられるような特別の措置をとること。　　以上

2011年3月25日

東京電力株式会社
取締役社長　清水正孝　殿

福島原発放射能漏れ事故の損害賠償などについての要望

全国商工団体連合会
会長　国分　稔
〒171-8575　東京都豊島区目白2－36－13
TEL 03-3987-4391

東北地方太平洋沖地震で被災した福島第1原発は、未曾有の放射能漏れ事故を起こし、その被害は、広範な住民生活、日本経済へと広がっています。

電源喪失による炉心溶融の恐れなどの指摘もありながら、「絶対安全」と言い続けてきた東京電力の責任が厳しく問われます。津波の規模が「想定外」だったという弁解は成り立ちません。今回の事態を過小評価し対応に遅れを生じさせたことも危機を拡大させており、この面での責任も重大です。

格納容器が破損するなど、あり得ないはずの事態の進行に、住民は不安におののき身震いしています。24日には私たちの会員から犠牲者もでています。

一刻も早く放射能の拡散を止めるとともに、着の身着のままで避難所に退避を強いられている避難者、丹精をこめて育てた野菜を廃棄せざるをえない農民、見通しのつかない「計画停電」で営業被害を被っている業者などに、東京電力は加害企業として当然の被害補償を行うべきです。

以下の点について貴社の誠意ある対応を求めるものです。

－記－

1、原発事故に関連して住民が退避している各避難所に東電の担当者を配置し、食事、暖房、入浴など、避難者の要望も聞き、生活の苦痛をやわらげるためのきめ細かい支援を行うこと。

2、避難生活の長期化が避けられないことから、東電が一定長期間の生活が可能な宿泊施設などを借上げるなどして避難先を斡旋すること。また、当座の避難生活の不自由をまかなう一時金を支給すること。

3、電力消費の62%を占める大口需要者に適切な削減・節電を求め、住民生活に混乱をきたすような「計画停電」は改めること。

4、今回の原発事故により出荷できなくなった農産物や風評被害についてはもちろん、休業や営業時間の短縮を余儀なくされた事業者の営業被害、さらに停電により廃棄せざるを得なくなった商品の損害などへの賠償責任を果たすこと。

以上

２０１１年３月31日

内閣府特命担当大臣（金融）　自見庄三郎　殿
日本銀行総裁　白川方明　殿
全国銀行協会　会長　奥　正之　殿
全国信用金庫協会　会長　大前孝治　殿

全国商工団体連合会
会　長　国分　稔
〒171-8575　東京都豊島区目白 2-36-13
電　話　03-3987-4391（代）
Fax　03-3988-0820
e-mail:seisaku@zenshoren.or.jp

「東北地方太平洋沖地震」に係る被災地域住民の口座振替の「一時停止」の要請

貴職におかれましては、東北地方太平洋沖地震に係る事態に対して、昼夜を分かたぬご尽力に敬意を表します。

「東北地方太平洋沖地震」による東日本の大震災は未曾有の規模・様相を呈し、東京電力・福島原発事故については被害状況の掌握さえも未だ困難な状況です。

被災にあった中小企業者は、家族などの安否確認や救援・支援、被災現場の処理や生活の立ち上げに追われ、既往債務の返済期日が到来していても、返済する資力も余裕もありません。担保・抵当物件が消失するほど甚大な被害をうけているにもかかわらず避難中であるなど、返済猶予等の申立の連絡さえままなりません。

今、求められているのは命を守ることを優先させ、生活と経営の再建のための手立てを尽くすことです。既に政府は、国税の振替納税の延期、社会保険料の口座振替の一律停止について通知を発出しているところです。

そこで、安否確認もできない被災者が多いという現状をふまえ、公共料金、税・社会保険料をはじめ、取引や借入金の口座振替について、本人意思の確認ができない場合は一律に停止するよう金融機関等への緊急の指示を要請いたします。特にスピード感のある対応をお願いします。

記

① 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の住民の公共料金、税金・社会保険料の口座振替を当面、一律に停止すること。

② 本人の「口座振替」の意思確認を基本とし、確認されたものの振替を再開すること。

③ 住宅ローン、事業資金などの借入の返済についても、金融円滑化法にもとづく申立の連絡が困難な場合もあることから、当面、一律に停止し、本人の意思確認を優先すること。

以上

２０１１年３月31日

内閣府特命担当大臣（金融）

自見庄三郎　殿

全国商工団体連合会
会　長　国分　稔
〒171-8575　東京都豊島区目白2-36-13
電　話　03-3987-4391（代）
Fax　03-3988-0820
e-mail:seisaku@zenshoren.or.jp

東北地方太平洋沖地震・長野県北部地震に係る中小企業者の債務免責の特別措置等に関する要請

貴職におかれましては、昼夜を分かたぬご尽力に敬意を表します。

「東北地方太平洋沖地震」、「長野県北部地震」の被害は日々影響を広げ、中小企業者の生活、営業にも大きな影を落としています。

被災地域では、家屋も工場や店も全壊し、債務だけが残っている中小企業者も多くいます。また、直接被害だけではなく、取引先や製造工場を失した中小業者や資材不足、停電などで、休業せざるを得ないなど、今後の経営の見通しが立たないなどの状況も生まれています。

既に政府は、震災に関する金融円滑化について数次にわたり対応策も出されていますが、下記の点について、金融機関等への指導と迅速な対応をお願いします。

記

1、岩手・宮城・福島県下の被災中小企業者の債務免責の特別措置を設けること。破産・免責ではデメリットを伴うので、「東北大震災特別免責」などの立法を行うこと。信金・信組はじめ地域金融機関にはそれが可能になるような支援を強化すること。

また、金融機関等の債権者に手形決済期日の延期要請を政府として行うこと。長期無利子の被災資金の貸付を行うこと。

2、既往債務の返済に関する円滑化法の適用については、り災の実態に即し、金融機関が積極的に返済猶予等に取り組めるようにすること。

返済を元利ともに猶予する基準をつくること。猶予期間中の金利をゼロにし、金融機関が取り組めるよう支援を強化すること。

3、既往債務の任意整理の申し出でがあった場合は、丁寧に対応し、相談にのること。

2011年3月25日

国土交通大臣
大畠　明宏　殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白2-36-13
TEL　03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東北地方太平洋沖地震にともなう建設資材の不足についての緊急要請書

震災対応での日夜を分かたぬご奮闘に敬意を表します。

地震の発生から2週間を経過しようとしています。東北地方だけでなく、首都圏、全国にも物資、資材の不足などの影響が広がってきています。特に、建設・土木の現場では、広範な工事関係者から資材の入手困難の状況が報告されています。「資材が手に入らないため工事がストップした」「入手できる目途もたたない」など大混乱が生じています。

「工場が被災したために生産がストップした」などやむを得ないと思われる理由だけでなく、買占めや売惜しみなどの情報や、さらには「国が出荷を止めたと聞いている」などの伝聞も飛びかっており、現場は混乱を来たしています。

地震・津波に加え、福島原発の放射能漏れが続いていることが、被害をより深刻なものにしていますが、風評や根拠のはっきりしない情報に踊らされることなく、正しい情報にもとづいて冷静に事態へ対処ができるようにするすることが解決の一歩になると考えます。

こうしたなかだけに、行政が混乱を回避・収束させ、経済活動の正常化にむけ以下の事項についてすみやかな対策をして頂きますよう要請いたします。

＊緊急調査の資料は当日持参します。

【要望項目】

1、住宅・建築関係資材の不足について、原因を調査し、障害を取り除くようにすみやかに対策を講じること。

特に、コンパネ、塩化ビニール、エンビ管、電線、パイプなど入手困難、品薄が指摘されている資材については、その原因と今後の供給の見通しについて情報提供を行うこと。

2、買占め、売り惜しみについては、是正の指導をすみやかに行うこと。

3、ガソリン、燃料などについては、建設事業者にも仕事の困難を来たさないように安定供給をはかること。

4、無計画な「計画停電」により零細な事業者の事業にしわ寄せがいかないように電力会社に配慮を求めること。

以上

2011年4月13日

経済産業大臣
海江田　万里　殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白2-36-13
TEL　03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東北地方太平洋沖地震からの復興をめざす中小業者の緊急要請

大震災と原発事故の対策に、昼夜を分かたず奮闘されていることに敬意を表します。

「東北地方太平洋沖地震」は福島原発事故も重なり戦後最悪の災害になっています。

未曾有の国難のなか救援と復興に総力をあげることが政府の責任として求められます。阪神大震災をはじめとする過去の震災において、インフラ・ハードの復興に重点がおかれ、被災者の生活の再建や復興が後回しにされたことが、地域再生を険しく困難な道にしました。

今回の災害では「住居も事業所も失って残ったのは借金だけ」という事業者も少なくなくありません。個人資産の形成に資するような支援はできないという現行法の枠組みや先例に縛られず、中小企業、漁業、農業を含め大胆かつ柔軟に地域全体の面的再生をはかっていく必要があります。

災害に強い持続可能なまちづくり、原発依存のエネルギー政策の転換、内需中心の日本経済への転換など、この震災を通じて鮮明になった課題に、住民主人公にいのちと暮らしを最優先に力強くすすめていくため、政府が今こそ、全力をあげることが期待されます。

以上の趣旨から、被災者支援と復興にむけた当面する課題について、中小企業者の立場から以下の実現を求めます。

要請事項

○事業再生・復興関係

1、必要な仮設住宅を確保するとともに、希望する被災者には生活と営業再建の基盤となる安全な代替地を無償で供与すること。

2、被災者生活再建支援法の支給額を引き上げるとともに、被災者1人に対し一定額の生活支援見舞金（仮称）を創設すること。

　店舗・事業所の全壊・半壊についても住居に準じ別途、再建・補修費用を助成すること。

3、津波・地震、原発事故により住居・店舗、工場など生活と営業の基盤を奪われた被災者に金融機関等は既往債務の返済凍結、猶予、債務免除に積極的に応じるよう

要請し、被災者が２重ローンに苦しむことのないようにすること。そのため資力の乏しい地域金融機関には、必要な支援を行うこと。

４、被災地域の所得税・法人税、相続税・贈与税、固定資産税を数年間、減免する租税特例措置を講じること。また、年金・国保・社会保険料等の免除・軽減も行うこと。

５、設備機器などのリースについては、リース会社は特約を設け、危険負担の債務者主義を排除している場合が多い。不可抗力による滅失・毀損が一方的にユーザーの負担にされる同特約は明らかに不当である。リース協会を通じ特約を適用しないよう求めること。少なくとも、双方が公平に話し合い、リスクを分かち合えるように指導・要請すること。

６、被災事業者への事業再建に必要な資金を３年据置き無利子で貸付けること。

７、「生活再建、地域社会の再建こそ、復興の土台」であることから、自治体への財政支援を抜本的に拡充すること。国からの拠出も含め、復興基金を創設し、自治体が自由な裁量で復興にあてられる資金とすること。

８、破産法により債務整理を行うと事業再生にデメリットが多いことから、罹災を理由とする破産の際にはそのような不都合が生じないように特例をもうけること。

９、がれきの撤去や地盤整備、生活道路、電気・ガス・水道等のライフラインの復旧、仮設住宅の建設、堤防、港湾、河川の整備・再建、防災の推進など公共事業は、中小業者の仕事確保と雇用創出の点からも地域業者の受注確保に充分配慮するよう、要請すること。

10、大震災や原発事故による経済混乱のなかで取引停止や単価切り下げなど大企業の優越的地位の濫用が起きないようにするとともに、売り惜しみ、買占めなどで材料、商品の確保が困難にならないように需給、価格調査など監視を強めるとともに、不正行為には迅速に対応すること。

11、地域復興の担い手である中小企業に対して、雇用調整助成金の活用や補助をいっそう強化すること。計画停電や部品調達等の関係から休業が全国的にひろがっている状況も考慮し、被災地域以外でも雇用調整助成金の適用を拡大すること。

12、電力需要の大きい事業所に節電・省エネを求め、無計画な停電で国民生活や中小零細な事業者にしわよせがされないよう配慮すること。

また、この際、「深夜営業」や「大量生産、大量消費、大量廃棄」など経済社会のあり方を見直し、低エネルギー社会、再生可能な自然エネルギー政策への転換をはかること。

13、復旧・復興に関わる特別措置は、２０１１年度予算の不要不急部分の凍結、大企業・大資産家への適正な特別課税でまかない、消費税増税など大衆課税は行わないこと。

○福島原発事故関連

１、原子力災害対策特別措置法による損害賠償について

原発事故による避難地域の中小企業者の営業被害については、農産物と同様、東

電と国の責任で最大限の損害賠償を行うこと。
また、仮払い制度を設け、損害の２分の１は直ちに支払うこと。
２、避難地域以外の営業被害、風評被害、停電被害についても、売上減少にともなう損害、返品、廃棄、キャンセル、イベントの中止などを損害賠償すること。
３、原発の安全総点検を行うよう指示すること
４、放射性物質拡散はじめとする徹底した情報公開を
放射性物質の拡散への不安が高まっている。東日本、首都圏を含め、放射性モニタリング体制を強化し、拡散状況を迅速に公表すること。また、水や農産物、海産物の汚染状況についても調査・公表すること。
事態の経過や推移、今後の可能性についても正しい情報を流し、国民が余裕をもって対応できるようにすること。

以上

2011年4月13日

東京電力株式会社
取締役社長　清水正孝　殿

福島原発事故にかかわる営業被害の賠償などについての要望

全国商工団体連合会
会長　国分　稔
〒171-8575　東京都豊島区目白2－36－13
TEL 03-3987-4391

東北地方太平洋沖地震で被災した福島第1原発は、未曾有の放射能漏れ事故を起こし、その被害は、広範な住民生活、日本経済へと広がっており収束の目途もたたない現状にあります。

電源喪失による炉心溶融の恐れなどの指摘もありながら、「絶対安全」と言い続けてきた東京電力の責任が厳しく問われます。「想定外」だったという弁解は成り立ちません。今回の事態を過小評価し対応に遅れを生じさせたことも危機を拡大させており、この面での責任も重大で『人災』であることは明らかです。

国と東電は、出荷できない農産物や海産物について直接・間接の被害について賠償することを表明し、一時金の支払いも約束していますが、営業被害についてはいまだに検討中の域をでていません。東京電力は加害企業として当然の被害補償を行うことを表明し、被害企業が復興へ意欲をもって事業再建に取り組みをすすめられるようにすべきです。以下の点について貴社の誠意ある対応を求めるものです。

－記－

1、福島原発事故による損害賠償について

原発事故による避難地域の中小企業者の営業被害について、農産物、海産物と同じく最大限の損害賠償を行うこと。

事業所の賃貸料、什器備品・設備・船舶・車輌のローン代金などの固定経費、その他事業関係の借入金の返済は、東電が避難解除まで責任を持って返済すること。

また、回収できなくなった売掛債権、廃棄となった商品代金などの損害の一定部分は直ちに仮支払いをすること。

2、避難地域以外の営業被害、風評被害、停電被害についての損害賠償について

売上減少にともなう損害、返品、廃棄、キャンセル、イベントの中止、臨時休業の営業損害、経費負担などの特別損失など、放射能漏洩と因果関係の認められ

るものは対象にすること。

3、放射性物質拡散についてのモニタリング強化と徹底した情報公開について

東日本、首都圏を含めはもちろんのこと、放射性モニタリング体制を強化し、拡散状況を迅速に公表すること。水や農産物、海産物の汚染状況についてもきめこまかく調査・公表すること。検査機器も必要に応じ貸し出しも行うこと。

4、福島事務所の体制強化について

被災者や中小企業者の営業被害についての相談体制を構築すべく現在 10 人しかいない東電福島事務所の体制を増強すること。

5、東京電力が首都圏はじめ管内で事故後停止させている「契約種別変更」などの契約・工事を再開させること。

6、東電の協力企業がこの事故により経営悪化に陥らないように十分配慮すること。

以上

負けてたまるか！大震災

中小業者の力で震災復興

◆事業再開
◆資金繰り
◆生活支援

民相商談へは





宮城県商工団体連合会	仙台市青葉区台原 3-18-6	電話 022-727-9701
仙台民主商工会	仙台市青葉区台原 3-18-6	電話 022-727-6401
仙南民主商工会	柴田郡柴田町西船迫 1-8-6	電話 0224-55-3267
塩釜民主商工会	塩釜市北浜 4-4-2	電話 022-366-6288
古川民主商工会	大崎市古川諏訪 2-3-15	電話 0229-22-3241
石巻民主商工会	石巻市東中里 1-5-1	電話 0225-96-2330
鳴子民主商工会	大崎市鳴子温泉字車湯 92-45　2F	電話 0229-83-2573
気仙沼本吉民主商工会	気仙沼市田中前 4-5-6	電話 0226-23-9915
遠田民主商工会	遠田郡涌谷町追廻町 56-1	電話 0229-43-4433
名取・亘理民主商工会	岩沼市桑原 3-1-33	電話 0223-24-2543

＝ 東日本大震災 救援募金・支援実施中 ＝

営業・資金繰りの相談は 一人で悩まず 民商へご相談を



▲3月25日京都市、3月28日府へ申し入れしました。

かつて経験のない大震災。
民商・京商連は直ちに8000会員事業所に救援募金を訴え、支援活動をすすめています。
併せて、京都の中小業者への震災の影響を尋ね、要望をまとめ京都府・京都市へ緊急要請を行ってきました。「集まって、相談して、力を合わせて困難を打開する」ことが民商運動の原点です。営業と資金繰りの相談は一人で悩まず民商へお寄せ下さい。

緊急震災対策を求める要請書

- ●震災で売掛金が回収できない業者や震災の影響で売上を減少させている業者へ「別枠、100％保証、据置最低1年以上（延長も可）、ゼロ金利、保証料不要、迅速対応」の緊急融資をつくってください。
- ●業界とも共同して建築資材不足の対策を講じてください。
- ●震災の影響を受けている業者の既往債務の返済猶予とそれにともなう利子・保証料補助を行なってください。
- ●被災地からの受入れに府・市営住宅を開放すると聞いています。居住のための改修が必要な場合には、地元業者も協力を惜しみませんので小回りのきく地元業者を使って下さい。
- ●住居の耐震化を推進するためにも住宅リフォーム助成制度の創設してください。

祇園の飲食店は自粛ムードで小さい宴会はあっても、大きいのはどんどん中止になっている。

サイディング（家の外壁材）、断熱材がない。建築業は材料がなくて本当に仕事ができない。（左官業）

宿泊キャンセルが相次ぐ。関連して駐車場もさっぱり。（左京区）

呉服の売り先は東北地方が全体の3分の1を占める。2・3月は呉服販売のかきいれどきだが、掛売りの何百万円が、町が消えて回収不能に。（呉服）

東北地方太平洋沖地震緊急融資

短期		
	融資限度額	無担保 3,000万円
	資金使途	運転資金
	融資金利	年 1.7%（固定金利）
	融資期間	1年以内

長期		
	融資限度額	無担保 8,000万円 有担保 2億円
	資金使途	運転資金・設備資金
	融資金利	年 1.8%（固定金利）
	融資期間	10年以内

- ● **国は3月23日、中小企業の資金繰りを支援する「セーフティネット保証（5号）」の対象業種を今年9月まで全業種へ拡大することを発表しました。**
- ● **開業資金融資、条件変更、住宅ローンの金利引き下げ等の相談も行っています。**

税金・融資・開業のことなら 京都府24民商組織

0120-22-0000

詳しくはwebで

民商きょうと ウェブ検索

http://www.kyoshoren.gr.jp/
E-mail info@kyoshoren.gr.jp



▲自転車・支援物資を宮城へ届けました。

労災・雇用保険

民商では労働保険事務組合の事務処理をおこなっています。

- ●事業主の実務負担が大幅軽減
- ●保険料を年3回分の分割納付に
- ●事業主も労災保険に入れます

税金・記帳

帳簿をつけて青色申告をすれば、節税になります（下の表参照）。
民商ではどなたでも帳簿がつけられるようにサポートしています。
会社の記帳決算もお手伝いしています。

■ 年間所得、300万円夫婦と子ども1人の自営業者の場合（税額は住民税含）

申告形態	税額
白色申告	11.4万円
青色申告	7.3万円
青色申告（正規の帳簿）	0円

震災に負けるな！仲間の知恵と力を寄せ合い商売続けるぞ プラスワン推進ニュース

NO 80　　2011年3月31日(木)

宮城県商工団体連合会
仙台市青葉区台原 3-18-6
電 話０２２-７２７-９７０１
ＦＡＸ０２２-７２８-２９２７
メール MSR090620@nifty.com
HP　ブログも覗いて下さい
http://miyashoren.net

公共料金の引き落とし中止 借入の返済免除・凍結を！

金融機関に申入れましょう。

１０００年に一度の未曽有の大震災と大津波が中小業者の営業と生活を直撃しています。いま業者の率直な声として「こんなときに税金や国民健康保険が払えない」「工場も潰れ、工具も流されているのに銀行の返済ができない」「ガス・水道・電気料・ＮＨＫの受信料などの引き落としはストップして欲しい」という声が上がっています。黙っていたら引き落としは止まりません。取引先の銀行に引き落としの中止や返済免除を求めましょう。各民商毎に、要求を組織して金融機関の本店・各支店に集団で申入れをしましょう。

大門実紀史議員来県



３０日、参議院財政金融委員会で「被災業者への債務免除、滞納処分停止を」求める国会質問をしました参議院議員の大門実紀史議員が４月３・４・５日と宮城・岩手の被災地に入り、被災業者の生の声と具体的要求を調査し、行政や金融機関と直接交渉します。

各民商と会見できる時間を取りたいと思いますので各会員の営業と生活に関する要求を県連にお寄せください。

全国の仲間から支援物資が次々と届いていますが。求める側と送る側とのミスマッチを防ぐために「要望品目リスト」を県連宛にＦＡＸして下さい。出来る限り希望にそうよう全国に発信します。

「支援スタッフ募集」

支援物資を確実に届けるために支援物資を仕分け箱詰めするボランティアを募集します。婦人部員のみなさんご協力ください。

県内民商の被災者状況

3/30現在

民商	死亡(内家族)	行方不明	全半壊
気仙本吉	４	２０人	
石巻	31(16)	６人	400戸
塩釜	１（１）		
名取亘理	３	１人	32戸
仙台	２（２）		

建設業許可・登録等の有効期間が３月１１日以降に有効期間が満了するものについて８月３１日まで延長となりました。関係各会員にお知らせください。

家も工場も失った住民・中小業者の
借金は棒引きに

●何もかも失った者に債務を払えというのか

「家族も、家も工場も失った」「船も機械も津波にさらわれた」…こうした被災者の間から、「借金の返済はとてもできない」「すべてを失った者に残債やリース代を払えというのか」など、戸惑いや怒りの声が上がっています。

●「ゼロからの再建」で復興支援を

大災害からの再建・復興のカギは、地域に密着して働いてきた中小業者や農漁業者の再建にかかっています。借金の上に借金を抱え込ませるのではなく、被災前の負債は棒引き（免除）し、「ゼロからの再建」を支援すべきです。

●関東大震災の時には手形割引の損失を国が補償

こうした負債免除は関東大震災のときに実施されています。銀行が割り引いた手形の再割引を日銀が行い、最終的に日銀が受けた損失を国が補償したのです。関東大震災の時の被害額は当時の国家予算の３倍でした。今の国の経済力からすれば、債務免除できないはずはありません。

「支払い条件の変更へ柔軟対応を」
国がリース業界に要請

３月 14 日、経済産業省は社団法人リース事業協会に対して、「地元中小企業から支払猶予や契約期間延長の申込みがあった場合には、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応」を要請し、「本要請の周知徹底」を求めました。

「壊れて使えない機械のリース代は
払えない」の声をあげよう！

機械などリース物件が地震や津波で流失したり、壊れて使えないなど、リースの目的が達成できない場合は、リース契約の解約ができます。

「壊れて使えない機械のリース代は払えない」と、実情に沿った要望を大いにあげていきましょう！

震災に負けないぞ!!
がんばろう石巻!!
声かけあって、心ひとつに

石巻民商速報

2011、3,28 発行
石巻民主商工会
☎ 0225(96)2330

震災で被災された会員・読者のみなさんへ

このたびの東日本大震災におきましては、被災された民商会員および読者のみなさんに心よりお見舞い申し上げます。

想像を超えた大津波の襲来は、少なくない会員の方々の家屋や工場など一気にのみこみ甚大な被害を受ける状況となっています。また亡くなられた会員や現在においても連絡が取れない方々もおられます。民商の事務所も１階部分が浸水し、電話が通じず本来の機能が果たせない状況となっています。震災の日から１０日目に緊急拡大役員会を開き、当面の対応方向や事務所の再建など確認し、早急に皆さん方の要望や悩みに応えられるように努力をしているところです。

全国の民商や仲間から大きな励ましや支援物資も届いております。目前の苦難は、大変大きく厳しいものがありますが、声をかけ合い、励まし合い、必ず再建させようではありませんか。民商でも全力をあげてがんばっていきます。震災に負けない。がんばろう石巻。



２０１１年３月２８日
石巻民主商工会　会長　渡辺金夫
他　三役、事務局一同

確定申告の対応について

このたびの震災で3･13集団申告が未実施となっていました。そのため平成２２年分の確定申告については下記の通りに対応することとしましたのでよろしくお願いいたします。

＜石巻税務署管内＞

①申告書を所持している会員

第１次分として４月１５日（金）まで事務所へ届けるようにして下さい。控えに収受印が必要な方は一緒に持参するようにしてください。第２次分は４月末までとし順次提出するようにします。

②申告書を流失、紛失等した会員

民商で控えを保管している場合は書き直しますので印鑑を持ってきてください。資料等が何もない場合は前年のデータや記憶等で作成し申告するようになります。詳しくは問い合わせをしてください。

＜佐沼税務署管内＞

４月１８日（月）午前１０時、迫中央公民館に申告書をもって集合してください。集団申告をします。

全国からのあたたかいエール
支援物資が続々届いています!!

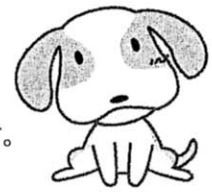
事務所には県連ルートで支援物資がドンドン届いています。深掘会計が仙台から２ﾄﾝﾄﾗックで２回物資を運んでくれました。これまで牡鹿の被災した会員へ物資を届けました。

支援物資が必要な方は事務所まで取りに来てください。次のものがあります。

【食品】お米、じゃがいも、にんじん、たまねぎ、かぶ、粉ミルク、みそ、醤油
【衣類】下着　防寒服、婦人・子供・男性などの衣料品、長靴
【日用品等】はみがき、生理用品、おむつ
トイレットペーパー、毛布類など

遠慮せずに持って行ってくださいネ。

民商の他にバイパス沿いの共産党事務所でも物資の支給をやってます。



※事務所の電話が使えないため、事務局の携帯か教職員組合に連絡を下さい。**☎94-2424**　FAX**94-2425**
佐々木 090-3643-5855、千葉 070-5059-6485、高野 080-5563-3767、高橋 090-1376-7741、佐藤 080-1070-9686

＜当面の対応についてのアドバイス＞

金融関係 **当面、事業活動が見通し等つくまでは支払の猶予等を金融機関（銀行や日本政策金融公庫など）へ申し出るようにしてください。**

既存の借入金等がある場合、その支払いが困難なときに６ヶ月または１年など状況に応じて支払を猶予してもらう事が出来ますので、金融機関の窓口まで相談してください。なお日本政策金融公庫石巻支店は業務が当面できないため、下記電話相談ダイヤルを利用してください。

【連絡先】

	平日	土日祝日
国民生活事業資金（小企業向け）	0120-154-505	0120-220-353
中小企業事業資金（中小企業向け）		0120-327-790
農林漁業や食品事業向けの事業資金		0120-926-478

【融資制度の概要】

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
適用できる制度	災害復旧貸付		農林漁業セーフティーネット
融資限度額	３０００万円	１億５千万円	一般３００万円（特認あり）
融資期間	１０年以内（２年据置可）		１０年以内（３年据置可）

雇用関係 **事業場、工場等が全壊、半壊等により休業または廃業などされる場合に、従業員の休業または解雇手続きを行い、失業給付や特例給付を受けることが出来ます。**

◎失業給付を受けるためには賃金台帳や出勤簿が必要ですが、流失した場合には民商で聞き取り等で対応していきますので気軽に相談してください。

◎社会保険料は２ヶ月間、納期限が延長されることなっています。同時に口座振替の事業所については振替を停止することとなっています。延長された保険料については後日納入通知書が送付されることとなっています。

◎避難する際に津波等により亡くなられた従業員については、「業務災害扱い」として受付をすることとなっていますので、該当する場合には労働者の氏名、住所、生年月日、被災するまでのおおよその経緯などわかるようにして民商まできてください。

国民年金 **被災した場合は国民年金保険料が全額免除になります。**

◎住宅、家財など２分の１以上の損害を受けた場合には、本人からの申請に基づき年金保険料が全額免除になります。申請手続きは市役所か年金事務所へ問い合わせて下さい。免除申請手続きは７月末日までとなっています。本人が提出できない場合は「委任状」が必要となります

〈M E M O〉

2011年４月

編集・発行：全国商工団体連合会

〒171-8575　東京都豊島区目白２－36－13

TEL：03－3987－4391（代）／FAX：03－3988－0820

メール：info@zenshoren.or.jp

全商連　検索

協力：（株）きかんし

＊このパンフレットは、政府・自治体の文書、資料を逐次保存できるようにファイル形式で作成しました。
全商連として必要な文書を送付し、ＨＰにも掲載する予定です。